

平成 26 年度

# 図で見る 豊島区の税

税務概要ビジュアル版



豊島区区民部税務課



## はじめに

区では、福祉、健康づくり、子育て・教育、文化振興、環境対策、まちづくり、防災対策など、区民の皆さんに身近な様々な行政サービスを実施しています。

これらの事業を実施するための予算の約3分の1は、区民の皆さんに納めていただいている区税でまかなわれています。

しかし、区税の課税状況や納税状況などについては、あまりご存じないという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、区民の皆さんにわかりやすく区税の状況等をお知らせするために、Q & A形式でデータ集を作成しました。

区税は、みんなが互いに支え合い、共により良い豊島区をつくっていくため、区民の皆さんに広く公平に負担していただく会費です。

このデータ集を活用していただき、区政のあり方、区税のあり方について考えるきっかけにいただければ幸いです。

平成27年1月

豊島区区民部税務課

# 目 次

<b>第1章 財政</b>	
1 豊島区の収入	2
2 特別区(23区)の収入	3
3 税金などの使われ方	4
<b>第2章 豊島区の税収</b>	
1 税収の内訳	6
2 税収の推移	7
<b>第3章 特別区民税の課税状況</b>	
コラム 住民税とは?	9
1 納税義務者数と課税額の推移	10
2 区民1人当たり特別区民税負担額(23区)	11
3 所得区分別 納税義務者数	12
4 課税標準段階別 納税義務者数(豊島区)	13
5 課税標準段階別 納税義務者数(23区)	14
6 納税義務者の年齢構成	15
7 住民税の主な改正内容	16
コラム 税源移譲とは?	17
<b>第4章 納税状況等</b>	
1 納税の方法(収納方法の種類と割合)	19
2 収納率の推移	20
3 滞納者の年齢及び滞納額	21
4 分割納付と納税の猶予	22
コラム 滞納者へ送付する督促状と催告書の違いは?	23
5 督促状(発付数・発付率)の推移	24
6 催告書(発付数)の推移	25
7 差押え件数の推移	26
8 口座振替加入数・加入率の推移	27
9 税証明発行数の推移	28
<b>第5章 軽自動車税</b>	
1 軽自動車税(登録台数・決算額)の推移	30
2 普通自動車と軽自動車登録台数の比較	31
3 23区別人口に対する軽自動車保有台数	31
コラム 軽自動車税の歴史と税率の変遷	32
<b>第6章 たばこ税</b>	
1 売渡本数・税収の推移	34
2 たばこ税収入の23区比較	35
3 23区税収に占めるたばこ税の割合	35
4 税率の変遷	36
<b>第7章 狭小住戸集合住宅税(法定外税)</b>	
1 狭小住戸集合住宅税の課税概要	38
2 税創設の経緯	39
3 税収の推移	40
4 税による効果	40
<b>資料集(基礎数値)</b>	41

# 第1章 財政

1. 豊島区の収入
2. 特別区（23区）の収入
3. 税金などの使われ方



## 豊島区の収入

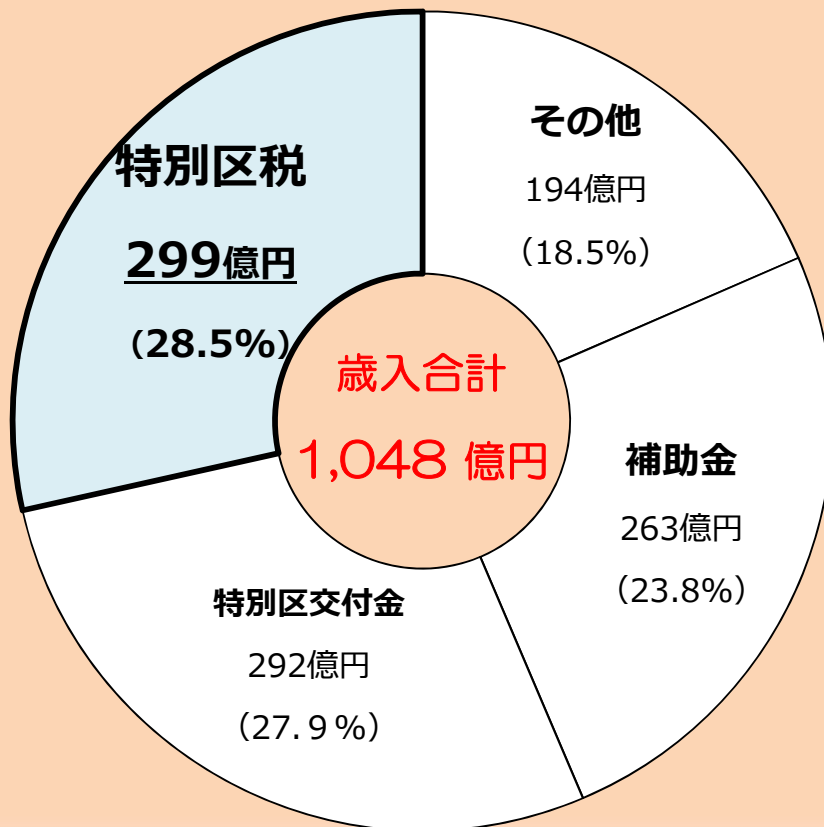
Q

豊島区にはどのような収入があるのですか？  
そのうち税の収入はどれくらいあるのですか？

A

平成25年度の豊島区の収入は1,048億円です。  
そのうち税の収入は299億円で約3割を占めています。

### 豊島区の歳入決算（平成25年度）



### ポイントチェック

豊島区の収入のうち約3割が税による収入で最も大きい割合を占めています。  
税のほか、国や都からの補助金や交付金、施設の使用料など様々な収入でまかなわれています。

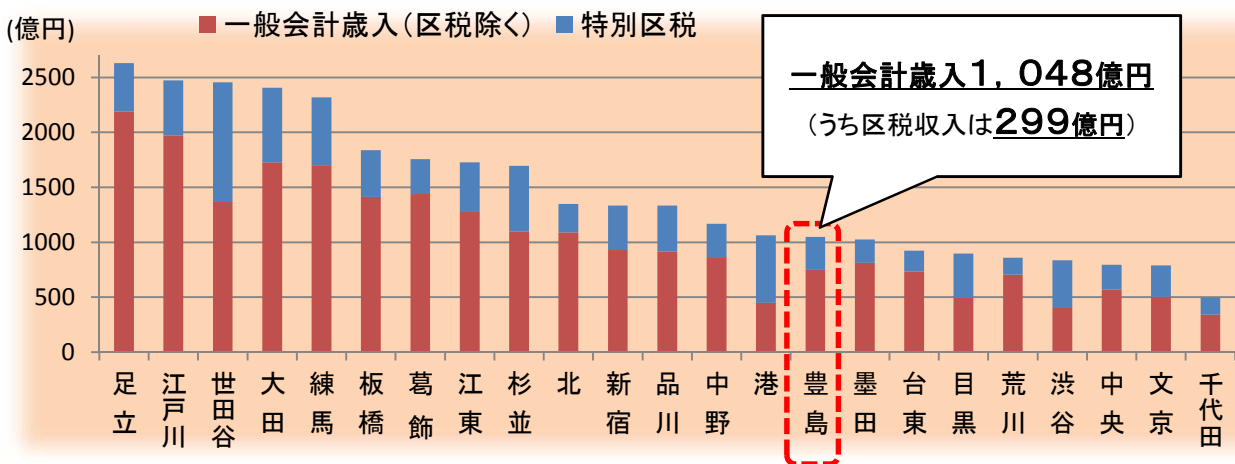


## 特別区（23区）の収入

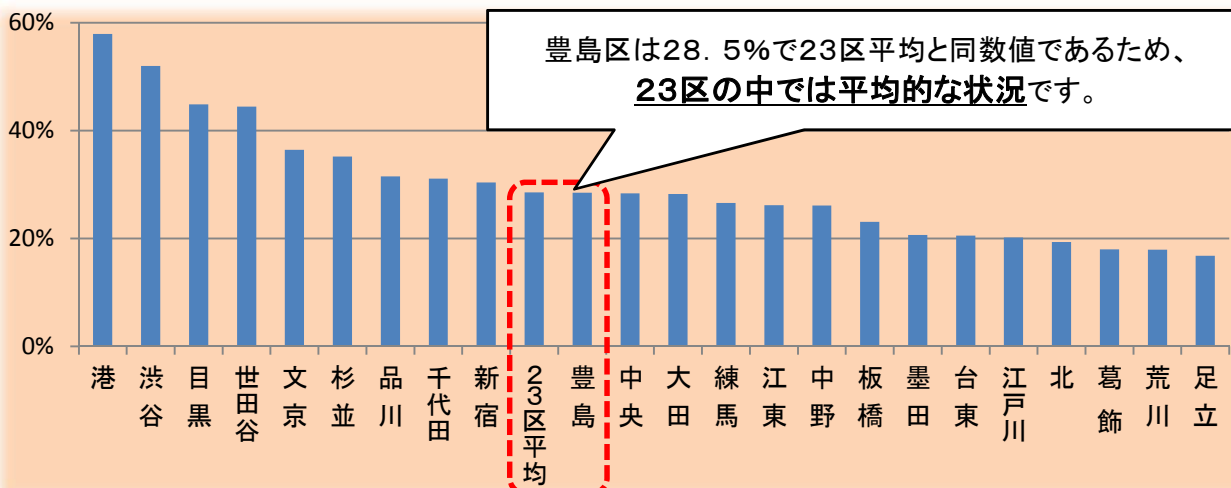
Q 他の区の収入はどれくらいあるのですか？

A 23区で比較すると収入が多い区で2,631億、少ない区で496億です。また、税金は多い区で1,091億、少ない区で154億です。

### 23区の「収入と税金」（平成25年度）



### 23区の「区の収入に占める税金の割合」（平成25年度）



### ポイントチェック

23区を比較すると、人口や面積、区民の所得状況など地域的特性、人的特性が様々であることから、区の収入や特別区税収入の額及び割合に大きな差があることがわかります。





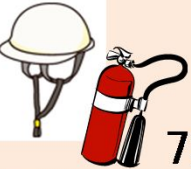










## 税金などの使われ方

Q

税金などがどのように使われているのですか？

A

区では、道路や学校を作ったり、保育園などの子育てや福祉にお金を使っています。平成26年度予算を1万円に置き換えると次のようになります。

<p>高齢者、障害者福祉、生活保護など</p>  <p>3,290円</p>	<p>保育園、児童館、子どもスキップなど</p>  <p>1,513円</p>	<p>小学校、中学校、幼稚園など</p>  <p>926円</p>
<p>広報、電算、その他区役所の運営など</p>  <p>865円</p>	<p>まちづくり、防災など</p>  <p>733円</p>	<p>道路、自転車対策など</p>  <p>428円</p>
<p>文化、スポーツ、図書館など</p>  <p>409円</p>	<p>清掃、リサイクル、環境対策など</p>  <p>374円</p>	<p>健康づくり、保健所の運営など</p>  <p>316円</p>
<p>特別区債の償還</p>  <p>305円</p>	<p>戸籍事務、区民事務所の運営</p>  <p>162円</p>	<p>各基金の積立て</p>  <p>160円</p>
<p>区民ひろばの運営など</p>  <p>150円</p>	<p>公園・児童遊園、緑化など</p>  <p>116円</p>	<p>税を集めるため</p>  <p>80円</p>
<p>区議会の運営</p>  <p>79円</p>	<p>商工業・観光の振興、勤労者福祉など</p>  <p>78円</p>	<p>選挙・監査</p>  <p>16円</p>



## 第2章 豊島区の税収

1. 税収の内訳
2. 税収の推移

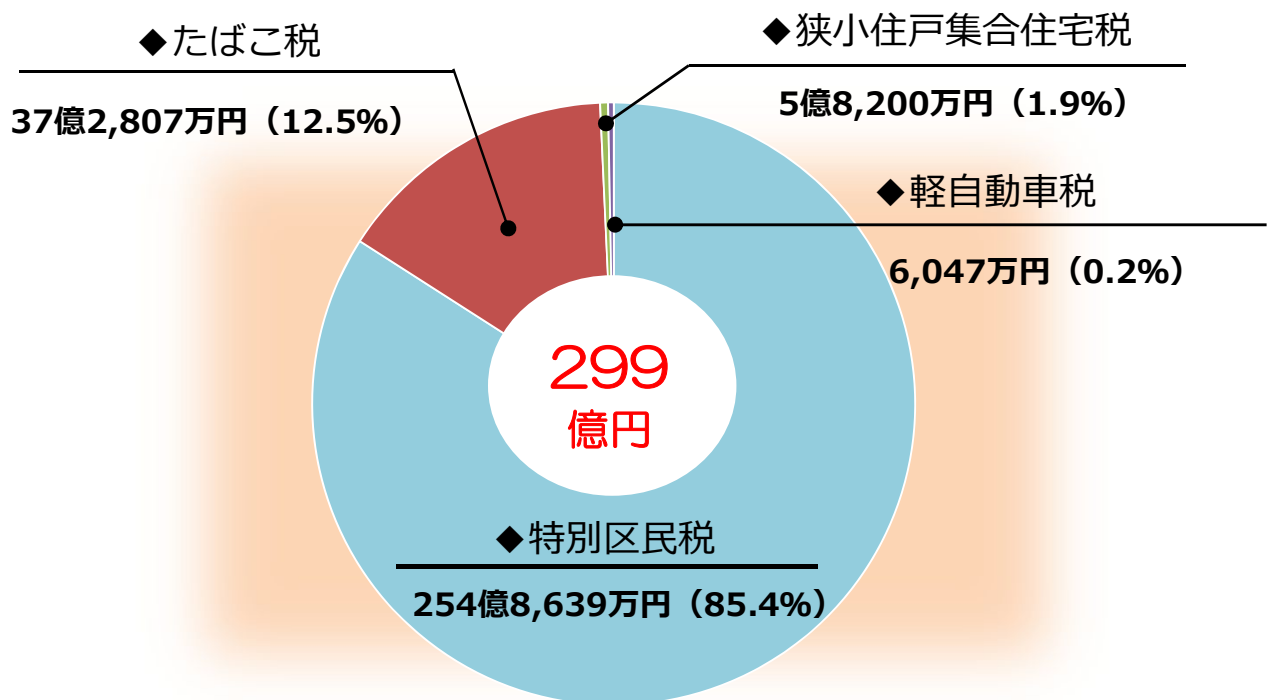


## 特別区税の内訳

**Q** 豊島区の税はどのようなものがあるのですか？

**A** 豊島区の税は、特別区民税、たばこ税、狭小住戸集合住宅税、軽自動車税の4種類です。

### 豊島区の税の内訳（平成25年度）



### ポイントチェック

- 特別区民税  
⇒個人の所得などに応じて、1月1日現在の住所地で課税されます。
- たばこ税  
⇒たばこ製造業者等が豊島区の販売業者へ売り渡した本数に応じて課税されます。
- 狭小住戸集合住宅税（通称：ワンルームマンション税）  
⇒30㎡未満の住戸を9戸以上有する集合住宅の建築等を行うときに課税されます。
- 軽自動車税  
⇒軽自動車等（軽自動車、原付バイク等）に対し主たる定置場の所在する市町村において、その4月1日現在の所有者に課税されます。



## 豊島区の税収の推移

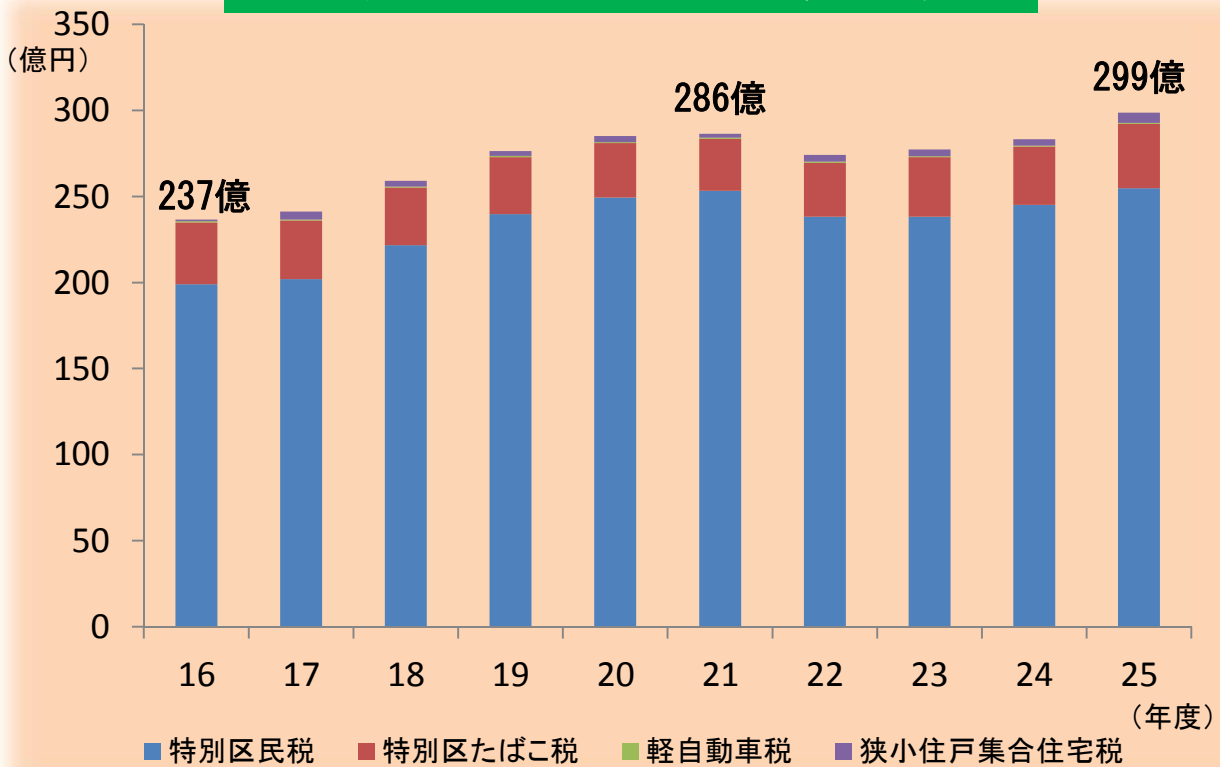
Q

豊島区の税収はどれくらいあるのですか？

A

25年度決算で、豊島区の税収は4つの税を合計して299億円です。

### 特別区税の内訳と収入額の推移



### ポイントチェック

豊島区の税収は、大半を占める特別区民税の増減に大きく影響を受けます。

特別区民税の増に伴って平成16年度の237億円から増加を続け、21年度には286億円となりました。その後リーマンショックの影響を受け一旦は減少しましたが、23年度には増加に転じ、25年度は299億円になっております。

## 第3章 特別区民税の課税状況

コラム 住民税とは？

1. 納税義務者数と課税額の推移
2. 区民1人あたり特別区民税収額（23区）
3. 所得区分別の納税義務者数（豊島区）
4. 課税標準段階別 納税義務者数（豊島区）
5. 課税標準段階別 納税義務者数（23区）
6. 納税義務者の年齢構成
7. 特別区民税の主な改正内容

コラム 税源移譲とは？

## 住民税とは…？

住民税は地方の税金のひとつで、その年の1月1日現在、豊島区にお住まいの方や、豊島区内で個人事業を行なっている方に納めていただく税金で、「特別区民税」と「都民税」に分かれます。

都民税は特別区民税と同時に計算し、特別区民税とあわせて納めていただく仕組みになっています。

住民税は、定額の「均等割」と、所得に応じた「所得割」に分かれています。前年1年間の所得をもとに、「所得割」と「均等割」を計算して年間の住民税額を決定します。

### 住民税

<p><b>都民税</b></p> <p>所得割(税率 4%)</p>	<p><b>特別区民税</b></p> <p>所得割(税率 6%)</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>前年の所得に応じて課税されます</p> </div>	
<p>均等割(定額 1,500円)</p>	<p>均等割(定額 3,500円)</p>

また、納付方法には、普通徴収(納税者ご本人が直接納める場合)と特別徴収(納税者の分を会社などが給与から差し引いて納める場合)とがあります。

普通徴収は納税者ご本人が直接納めていただく方法で年4回払いになります。

特別徴収は毎月の給与から住民税分を差し引いて、会社が区役所に収めていただく方法です。



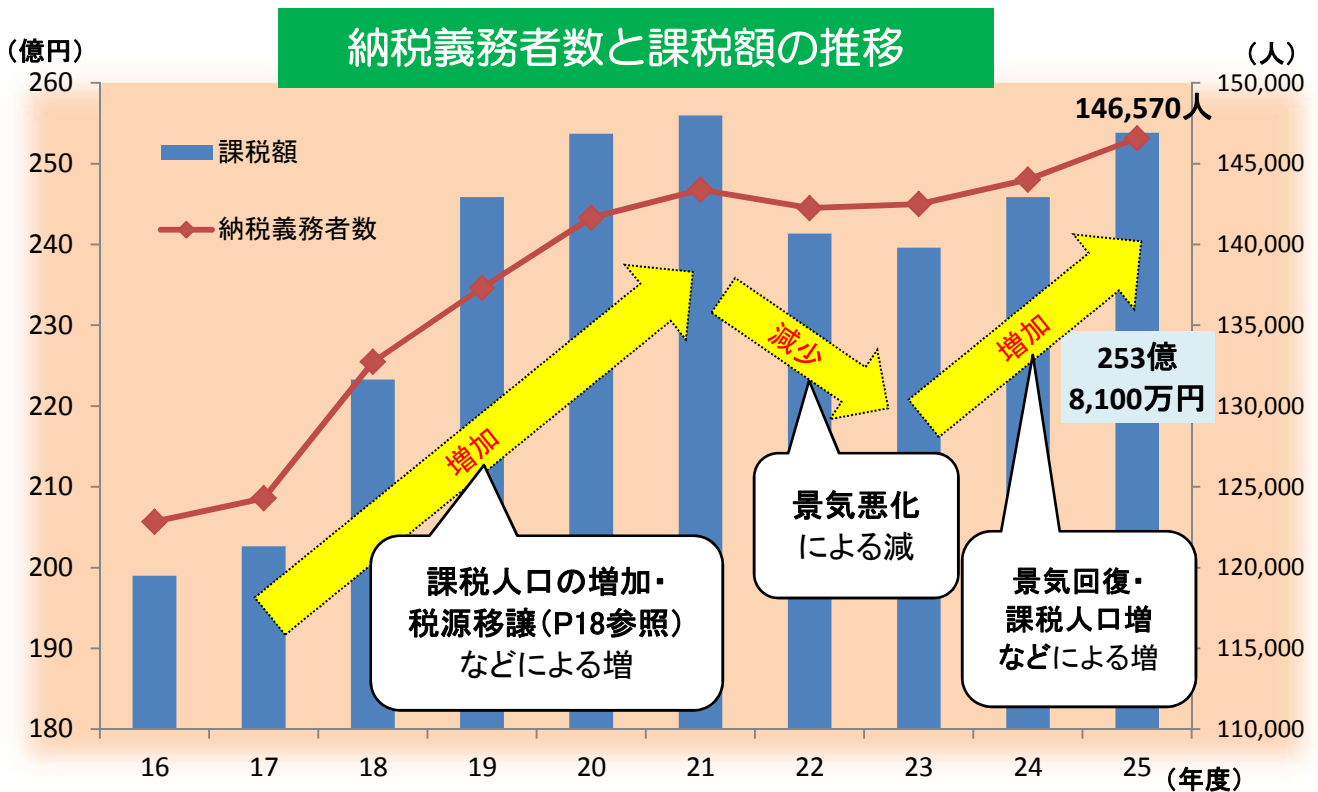
# 納税義務者数と課税額の推移

Q

豊島区の納税義務者は何人くらいいるのですか？  
課税額はどれくらいの金額ですか？

A

平成25年度の納税義務者数は約14万7,000人、  
課税額は約253億8,100万円です。



## ポイントチェック

平成21年度まで増加が続いた課税額および納税義務者数(都民税・区民税を納めていただく方)ですが、平成22年度はリーマンショック等の景気の悪化を受け減少し、以降は微増となっています。

課税額が増減する要因は主に ①納税義務者数の増減 ②区民の所得状況 ③税制改正の3点です。そして、その課税額の増減に大きく影響する納税義務者数については、転出入による人の入れ替わりや区民の所得状況で増減します。例えば、大型マンションの建設に伴う転入者の増や好景気による収入増になれば納税義務者数も増加します。

したがって、納税義務者数が増減すれば、それに比例して課税額も増減することになります。

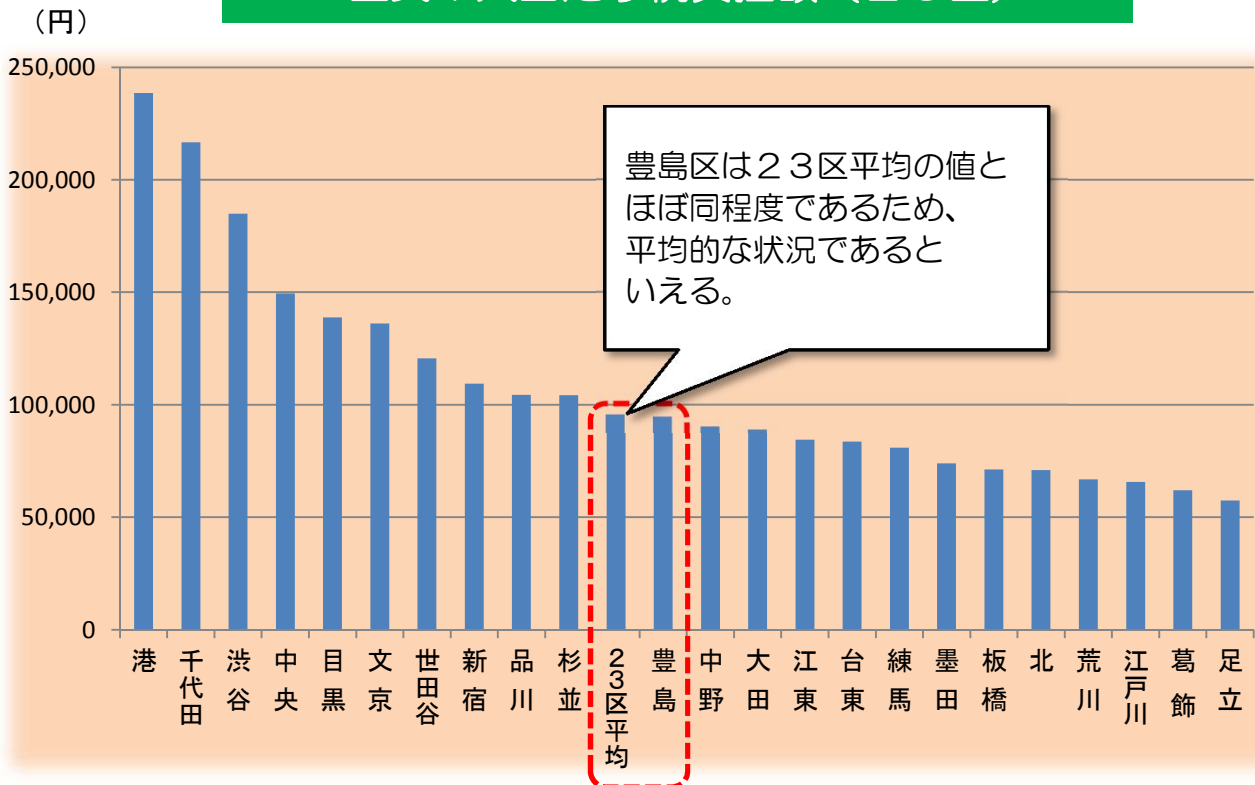


## 区民1人あたりの特別区民税負担額の比較

**Q** 区民1人あたりの特別区民税負担額はどれくらいですか？

**A** 豊島区民1人あたりの特別区民税負担額は約95,000円、23区で比較すると11番目の規模です。

### 区民1人当たり税負担額（23区）



### ポイントチェック

23区の区民1人あたり税収額をみると豊島区はほぼ平均的な数値であることがわかります。また、23区で大きな差があり、最大の区と最小の区で約4倍の差があることがわかります。



3

## 所得区分別 納税義務者数

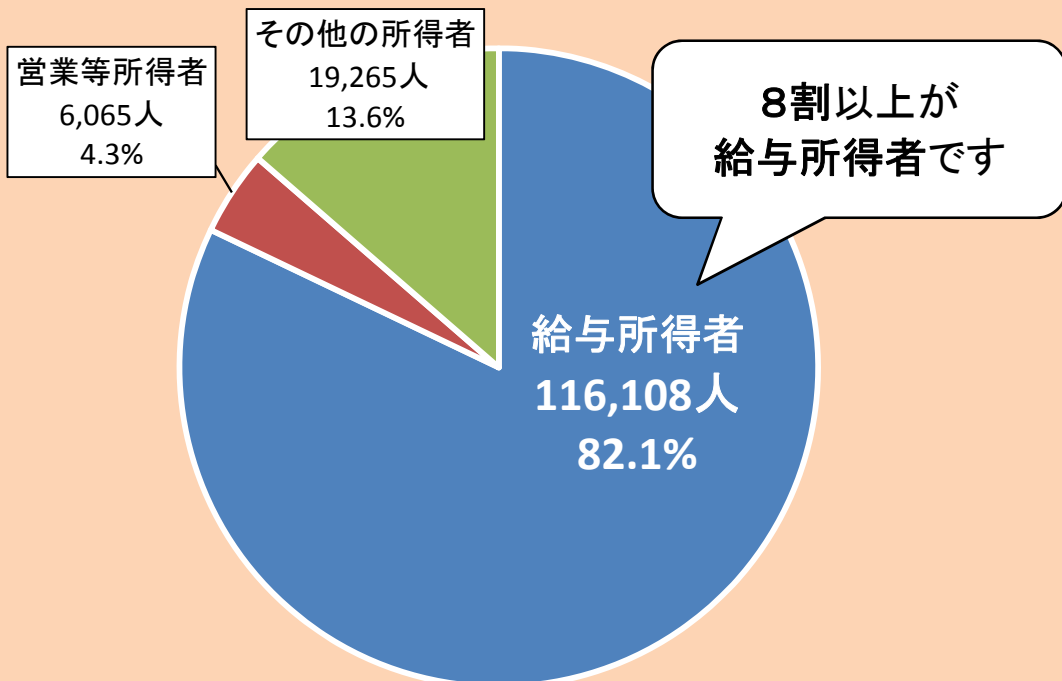
Q

豊島区の納税義務者の主な所得は何ですか？

A

例年1番多いのは給与所得者で約8割を占めています。

### 所得区分別 納税義務者数（26年度）



※納税義務者のうち、均等割・所得割ともに課税になっている人が対象です。

### ポイントチェック

所得の種類には、給与・公的年金・営業、農業・不動産・譲渡等があります。

平成26年度の豊島区の納税義務者の主な所得は、給与所得者が約8割を占め1番多くなっています。営業等所得者は約4%、それ以外の所得者は約13%です。

この割合は年度ごとに大きな変化があるわけではなく、毎年度同じような割合です。





## 課税標準段階別 納税義務者数（豊島区）

Q

豊島区の納税義務者の所得状況はどのような状況ですか？

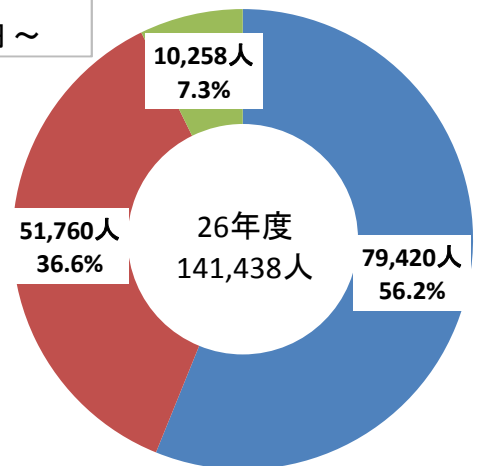
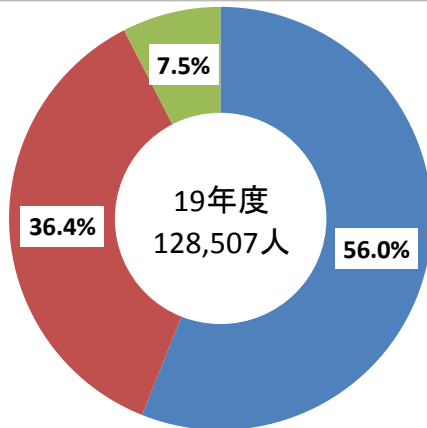
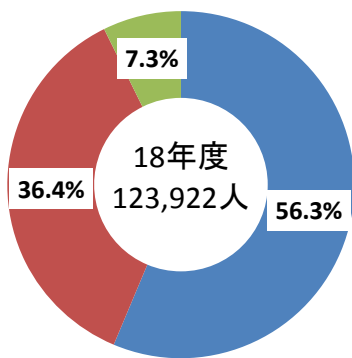
A

26年度においては課税標準額が200万円までの方が約6割を占めています。

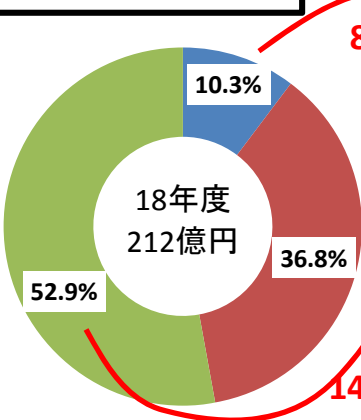
納税義務者の割合

課税標準額

■ ~ 200万円 ■ 200万円 ~ 700万円 ■ 700万円 ~

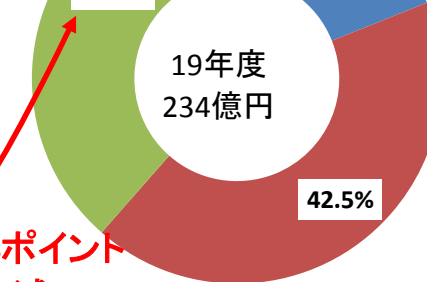


所得割税額の割合



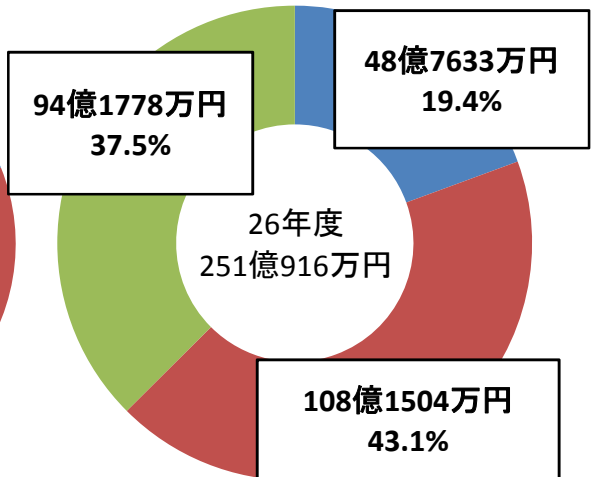
8.7ポイント  
増

増



14.4ポイント  
減

減



### ポイントチェック

課税標準額とは、所得から各種控除額を引いて税率をかける前の金額のことです。

平成19年度に税源移譲（※詳しくは17ページ参照）があり、所得割の税率が変更になりました。その結果、所得段階別の納税義務者数の割合はあまり変化がないものの、所得割額の割合は18年度までと19年度以降で700万円超が減少し200万円未満が増加したため、大きく変化しました。

19年度から26年度までは割合に大きな変化はありません。



## 課税標準段階別 納税義務者数 (23区)

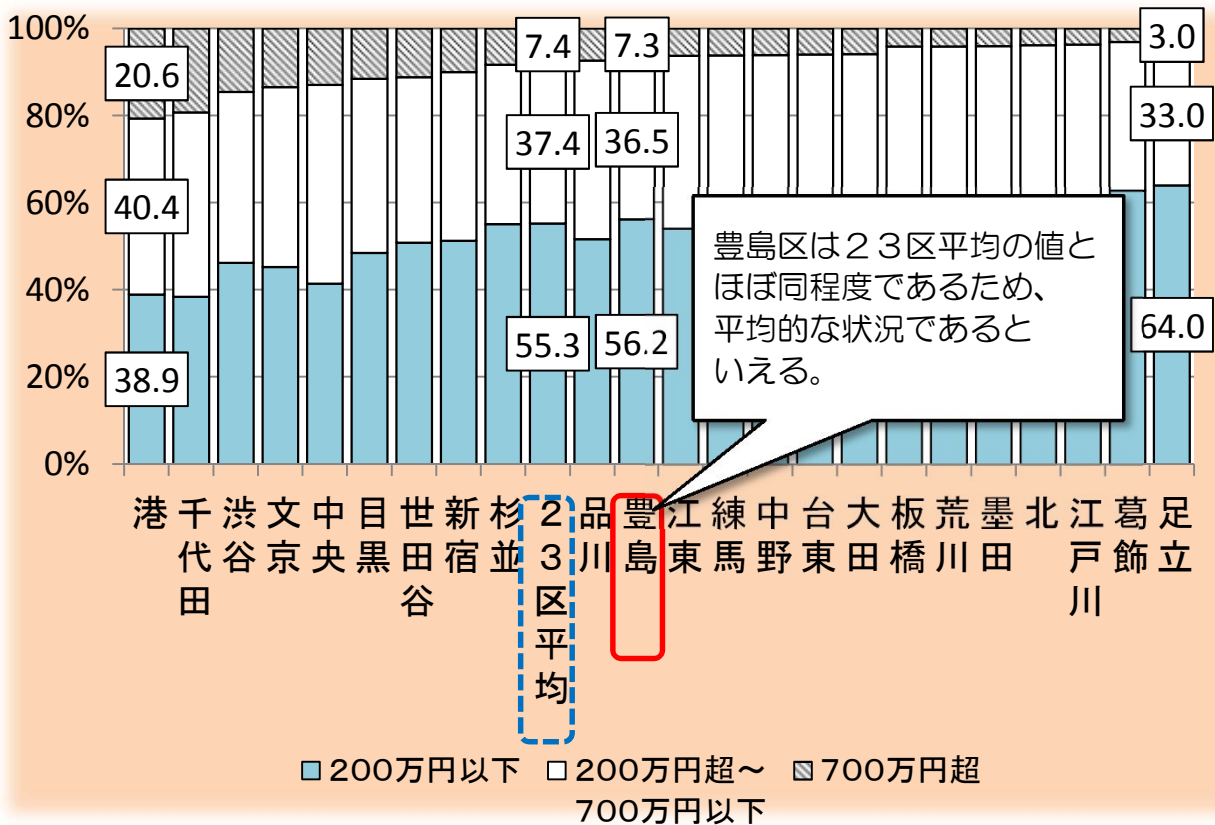
Q

23区の課税状況はどのような状況なのか？

A

23区の状況は、下表のとおり実にさまざまです。本区は課税標準200万円以下の層が約6割、200～700万円の層が約4割、700万円超が約1割となっています。

### 課税標準段階別構成 (23区) [25年度]



### ポイントチェック

23区の課税状況を比べて見ると実にさまざまであることがわかります。

700万円超の層が20%を超える区もあれば、3%の区もあります。

一方で、200万円以下の層は60%を超える区もあれば、40%に達しない区もあります。



## 納税義務者の年齢構成（豊島区）

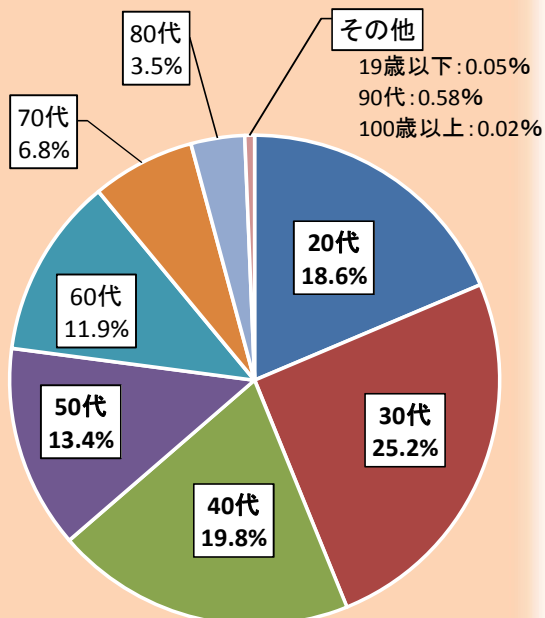
Q

豊島区の納税義務者と課税額の年齢ごとの割合はどのようになっていますか？

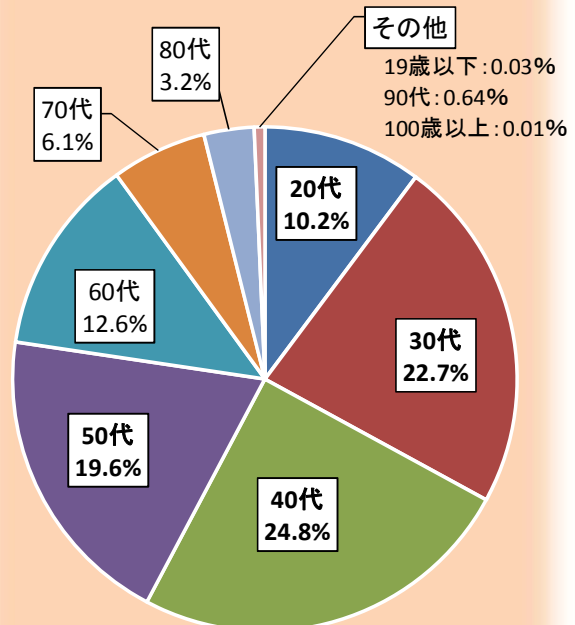
A

20代～50代で全体の約75%になりますが、その内訳は「納税義務者数」で見た場合と「課税額」で見た場合とで異なります。

### 年代別納税者数の割合



### 年代別課税額の割合



### ポイントチェック

年代別納税者数の割合は「30代」が最も多く、「20代」と「40代」が同じくらいの割合で続いています。

一方、年代別課税額の割合で見ると、「40代」が最も多くなり、「20代」の約2.5倍の割合になります。「50代」も課税額での割合は多くなっています。

また、全体の割合から見るとごくわずかですが、「19歳以下」や「100歳以上」の納税者もいます。



## 特別区民税の主な改正内容（平成26年度）

### 1. 均等割額の変更

東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、均等割額が特別区民税・都民税合わせて1,000円加算となります。

税区分	変更前	変更後
特別区民税均等割税率	3,000円	3,500円
(参考)都民税均等割税率	1,000円	1,500円

### 2. 給与所得控除額の上限定

給与所得控除に上限額が設定され、給与収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円で固定されます。

給与等の収入金額	給与所得の金額	
	改正前	改正後
10,000,000円以上 14,999,999円以下	給与等の収入金額×95%−1,700,000円	給与等の収入金額×95%−1,700,000円
15,000,000円以上		給与等の収入金額−2,450,000円

### 3. 延滞金の利率の引き下げ

近年の低金利状況を踏まえ、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金の利率が引き下げられました。

	本則	平成25年の特例 (公定歩合+4%)		平成26年の 特例
延滞金	14.6%		特例基準割合※+7.3%	9.2%
	1か月以内 7.3%	4.3%	特例基準割合※+1%	2.9%
還付加算金	7.3%	4.3%	特例基準割合※	1.9%

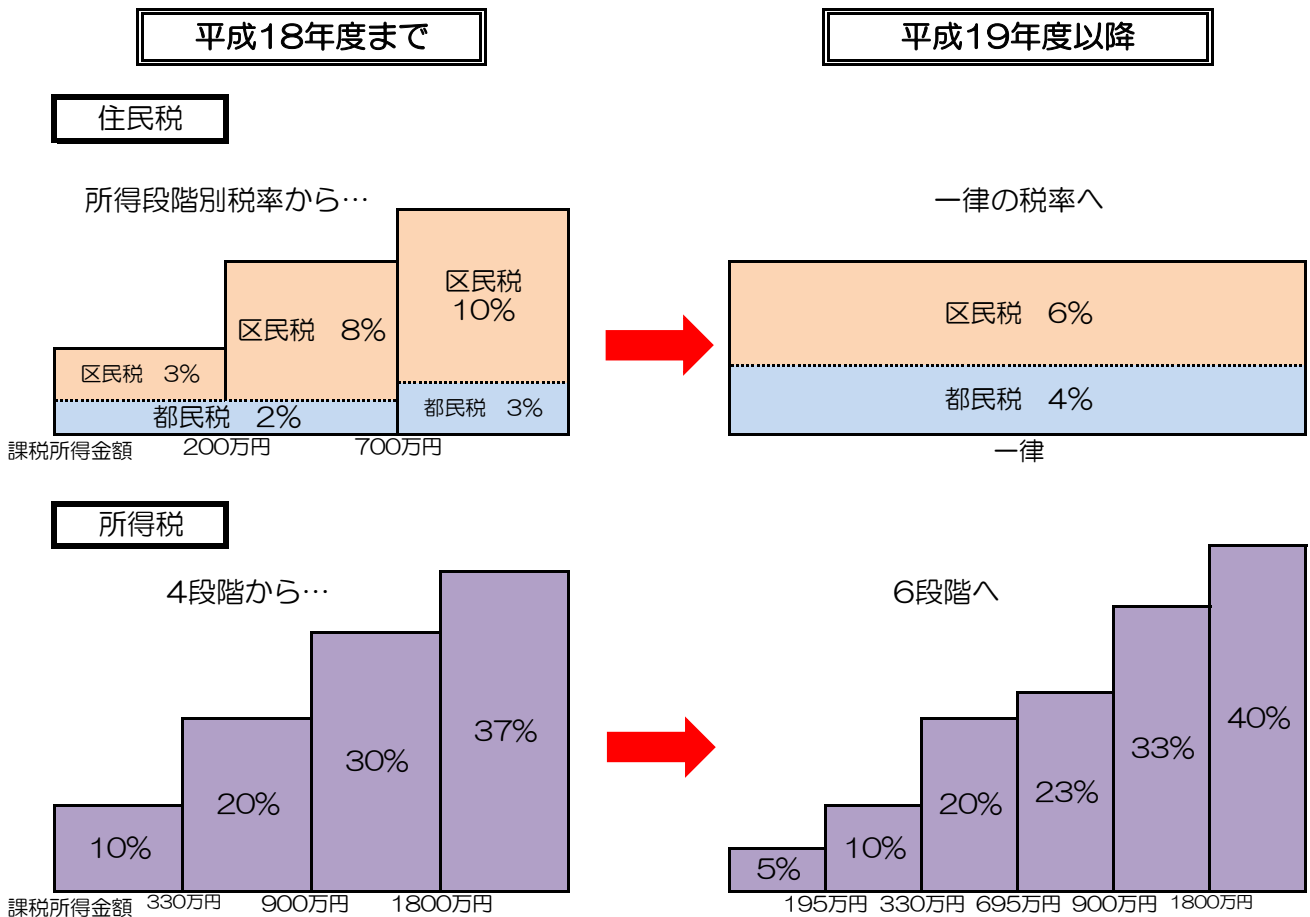
※「特例基準割合」とは、貸出約定平均金利(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の前々年10月～前年9月における平均)に、1%を加算した割合です。平成26年中の特例基準割合は、1.9%です。

## 税源移譲とは…？

地方分権を目的とした「三位一体の改革」の一環で行われたもので、国の税金である所得税を減らし、地方の税金である住民税（都民税・区民税）を増やすことで税源を国から地方へ移すことです。

これにより、約3兆円の税源が国から地方へ移ることとなりました。

税源移譲は平成19年に実施され、所得税と住民税の税率は以下のように変化しました。



税率が変更になったことにより、所得税が減り住民税が増えることとなりましたが、全体的な税負担は変わっていません。

また、税負担が変わらないようにするため住民税に調整控除が設けられ、所得税のみが控除対象であった住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）も、所得税で引ききれなかった場合は住民税でも控除できるようになりました。

# 第4章 納税状況等

1. 納税の方法（収納方法の種類と割合）
2. 収納率の推移
3. 滞納者の年齢及び滞納額
4. 分割納付と納税の猶予

コラム 滞納者へ送付する督促状と催告書の違いは？

5. 督促状（発付数・発付率）の推移
6. 催告書（発付数）の推移
7. 差押え件数の推移
8. 口座振替加入数・加入率の推移
9. 税証明発行数の推移



## 納税の方法（収納方法の種類と割合）

Q

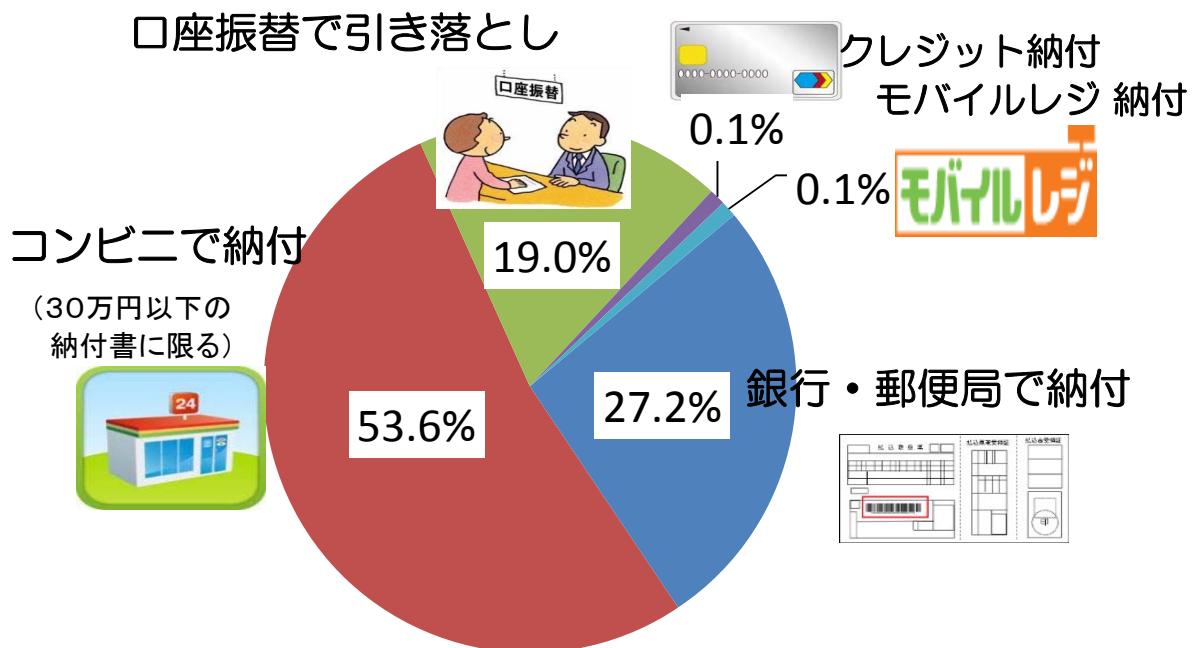
税額通知と一緒に納付書が送られてきましたが、どこで納付すればいいのですか？

A

納付書は銀行・郵便局・コンビニで使用できます。また、納付書でなく、口座振替・クレジット・モバイルレジでも手続きをすれば納付することができます。

### 豊島区の納税方法別の収納割合

（普通徴収における納付件数割合）



### ポイントチェック

住民税は様々な方法で納付することが可能です。納付方法を件数で見ると、コンビニ納付の件数が半数以上を占めていることがわかります。

また、次に銀行・郵便局での納付、口座振替払いが多い状況となっており、クレジット納付やモバイルレジ納付(※)も最近は増えてきています。

※モバイルレジ納付とは、納付書のバーコードを携帯電話のカメラで読み取り、ネットバンキングを利用して税金や保険料を納付できるサービスです。



## 収納率の推移

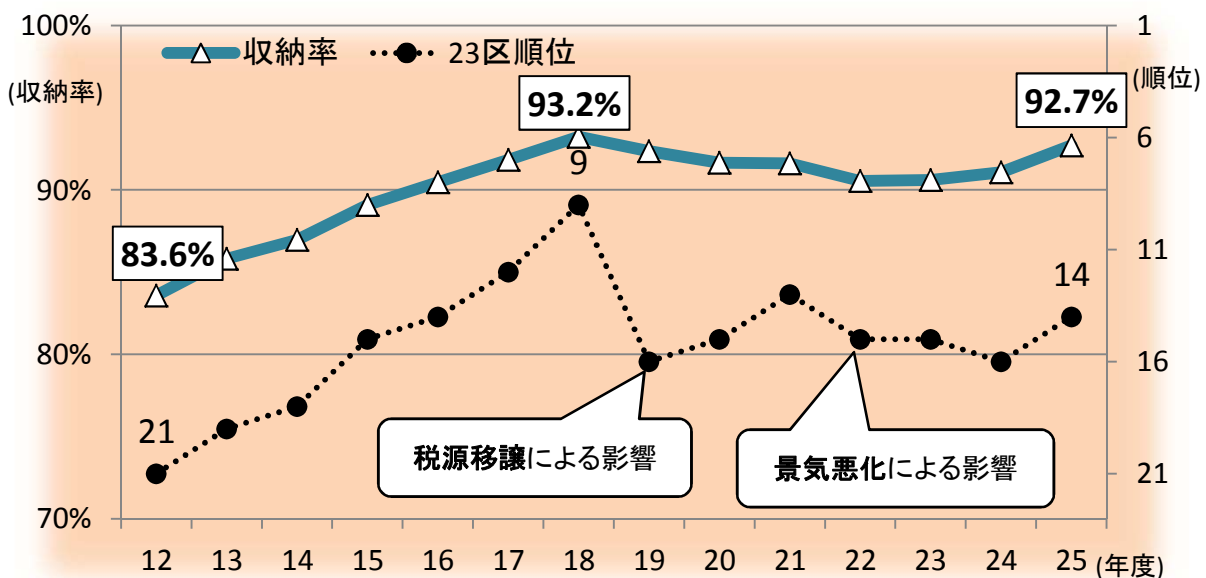
Q

25年度の豊島区の収納率はどのくらいですか？

A

25年度の収納率は92.7%で、豊島区は23区の中で14位でした。

### 特別区民税の収納率及び23区順位の推移



収納率とは？

⇒ 課税額に対して納付された金額の割合のことです。

計算方法 【 収納額 ÷ 課税額 × 100 = 収納率 】

### ポイントチェック

平成12年度には83.6%(21位)でしたが、休日・夜間の納税相談や差押えを強化するなどの対策を講じてきた結果、18年度には93.2%(9位)まで上昇しました。19年度以降は税源移譲やリーマンショック等の影響により率・順位ともに下降しましたが、納税方法の多角化(コンビニ・モバイル収納など)や滞納整理業務体制の変更や催告を強化したことで、25年度には92.7%(14位)まで順位を上げています。





## 滞納者の年齢及び滞納額

Q

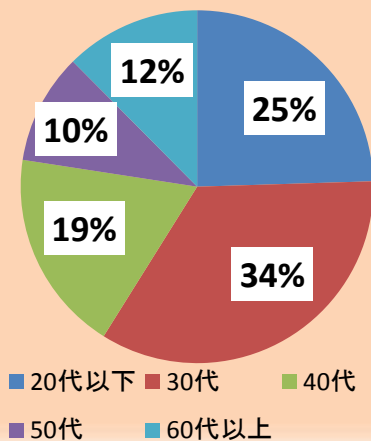
滞納者の年齢層や滞納額は、どのような状況なのですか？

A

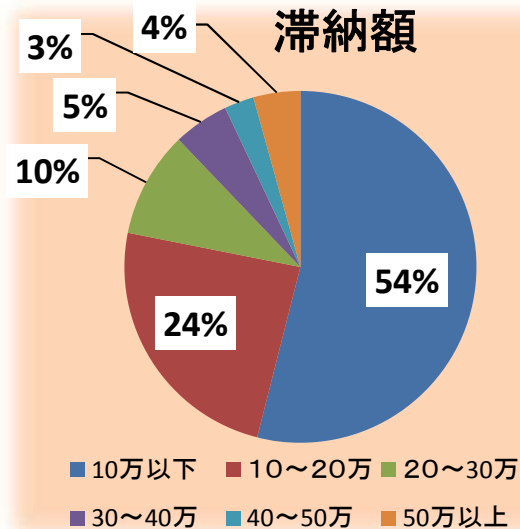
最近の調査結果では、年齢では30代の方が最も多く、滞納額では10万以下の滞納を抱えている方が半数以上であることが分かりました。

### 滞納者の年齢・滞納額の構成割合

滞納者の年齢



滞納額



### ポイントチェック

調査した結果、滞納する主な理由は下記のとおりであることがわかりました。

#### 【経済的困窮】

- 失業、倒産、などで世帯の収入が減少。
- 病気、育児、加齢などで就労できない。
- 就労先が見つからない。

#### 【その他】

- 納付を忘れていた。他の支払いと勘違いしていた。
- 忙しかった。個人的債務を優先した。
- 住民税が翌年度課税であることを知らなかった。
- 会社のほうで給料から天引きしていると思っていた。



## 分割納付と納税の猶予

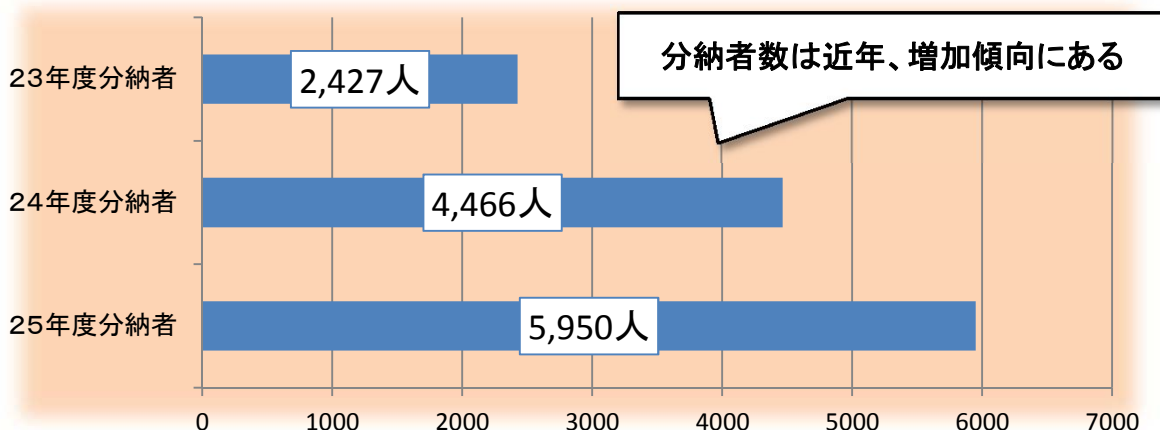
Q

退職したり、入院などで納付書の期限に納付できないときはどうすればいいのですか？

A

住民税は昨年の収入によって決定しているため、退職等で現在収入が無くても納付しなければなりません。納税が困難になったときには、まずご相談ください。生活状況をお伺いしたうえで、原則1年以内に限り、分割して納付することができます。ただし、延滞金が発生する場合があります。

### 分納者数の推移



### 地方税法第15条の要旨

地方団体の長は、納税者が次の各号に該当する場合において納税できないと認めるときは、一年以内に限り、その徴収を猶予することができます。この場合、納入することができない金額については分割納付できます。

(例示)

- ①納税者がその財産について震災、風水害、火災その他の災害を受け又は盗難にあったとき。
- ②納税者又は生計を同一にする親族が病気にかかり又は負傷したとき。
- ③納税者が事業を休廃止したとき。
- ④納税者が事業について著しい損失があったとき。

## 滞納者へ送付する督促状と催告書の違いは？

### 督促状とは？

納期限までに区税を納めていただけなかった方には、地方税法に基づき納期限から20日以内に督促状を送付しなければならないことになっています。

督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しなければ地方税法に基づき、滞納者の財産を差し押さえなければならないこととなっています。

### 催告書とは？

督促状を送付してもなお完納されない場合には、催告書を発付します。催告書は法的に差押えの前提条件にはなっていません。

すでに法的督促を発しているにもかかわらず完納していない方に送付するものなので、納税を促す「最終通告書」という意味合いが強いものです。また、各期別のみを通知する督促状と異なり、滞納している住民税（延滞金含む）を全額通知するものとなっています。



## 督促状（発付数・発付率）の推移

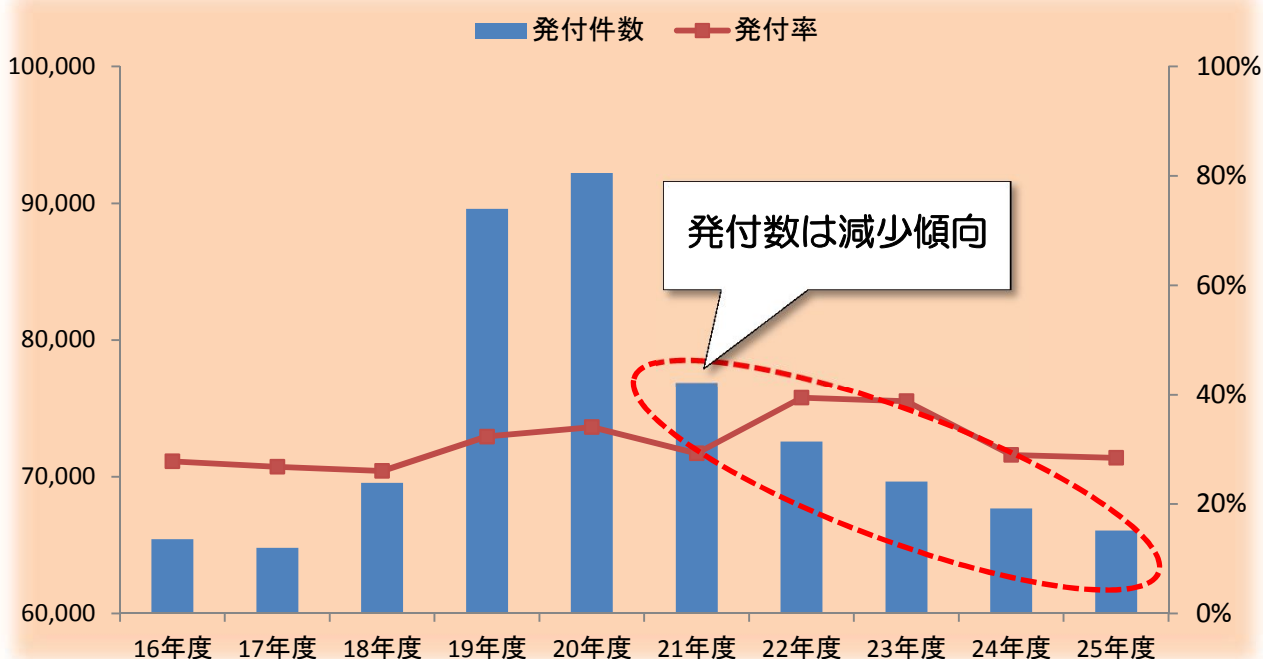
Q

督促状はどのくらい発付しているのですか？

A

平成25年度は約66,000通発付をしています。  
発付数は減少傾向にあります。

### 督促状の発付件数と発付率の推移



### ポイントチェック

#### ①発付数

平成25年度は、66,055通の督促状を発付しました。平成21年度以降  
減少傾向にあります。

#### ②発付率

現年度課税件数の増減にかかわらず、25～40%の間を推移しています。



## 6 催告書（発付数）の推移

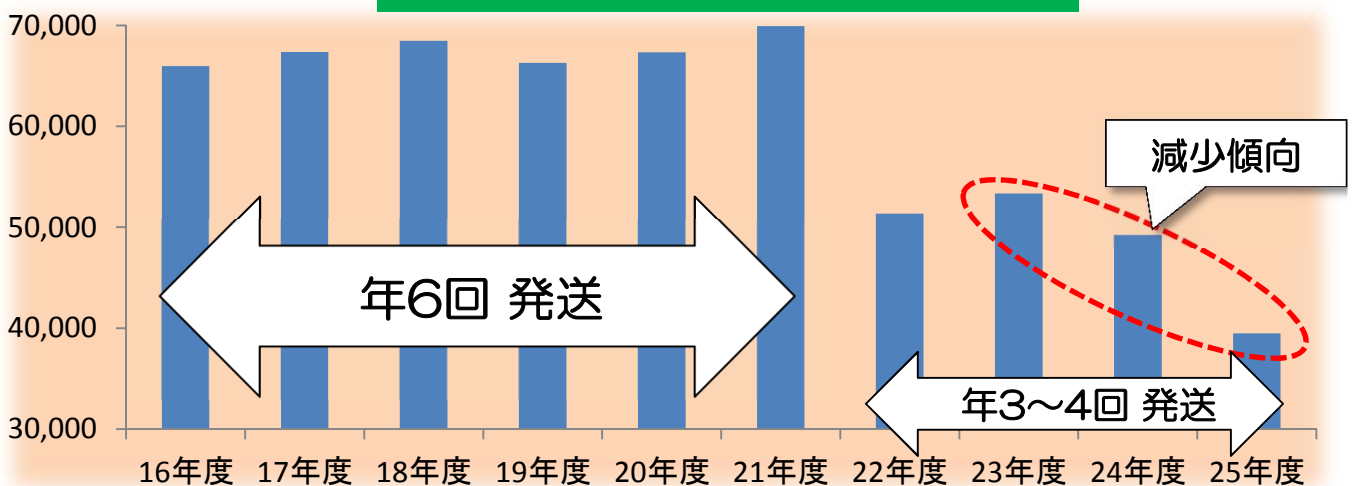
Q

催告書はどのくらい発付しているのですか？

A

平成25年は約40,000通でした。  
近年は減少傾向にあります。

### 催告書発付数の推移



### ポイントチェック

#### (1) 発付数の動向

平成22年度からは年3回ないし4回に変更したことで大幅な減少となりました。

#### (2) 発付回数の変更以外にあげられる発付数減少の主な要因

##### ① 発付方法の変更

現年度課税のみを滞納している方へできるだけ早期に催告書を発付することで、納付数が増加しました。

##### ② 警告書の同封

納付がない場合には、差押えとなる旨を記載した警告書を同封しました。

その効果もあり、納付数が増加しました。

⇒これらの取組により滞納者が減少し、催告書発付数も減少しました。



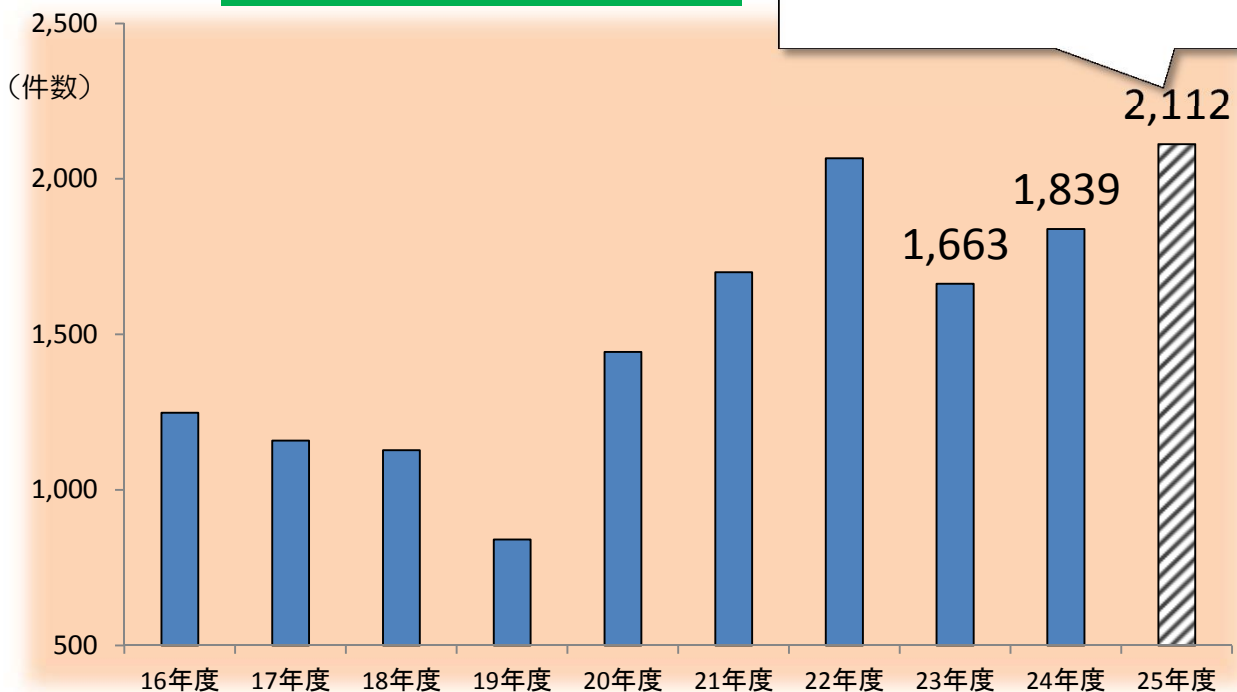
## 差押え件数の推移

豊島区ではどのくらい差押えに取り組んでいるのですか？

A

25年度は2,000件超の差押えを執行しました。近年、積極的な取り組みで増加傾向にあります。

### 差押え件数の推移



### ポイントチェック

#### 差押え件数増加の要因

平成24年11月より地区担当制から機能分担制(=電話と窓口対応に特化した交渉班と財産調査や滞納処分に特化した差押班に役割分担することで、各々の分野の業務を集中的に行うことを可能とした体制)へ移行しました。

これにより、集中的な財産調査・滞納処分が可能となりました。



## 口座振替加入者数の推移

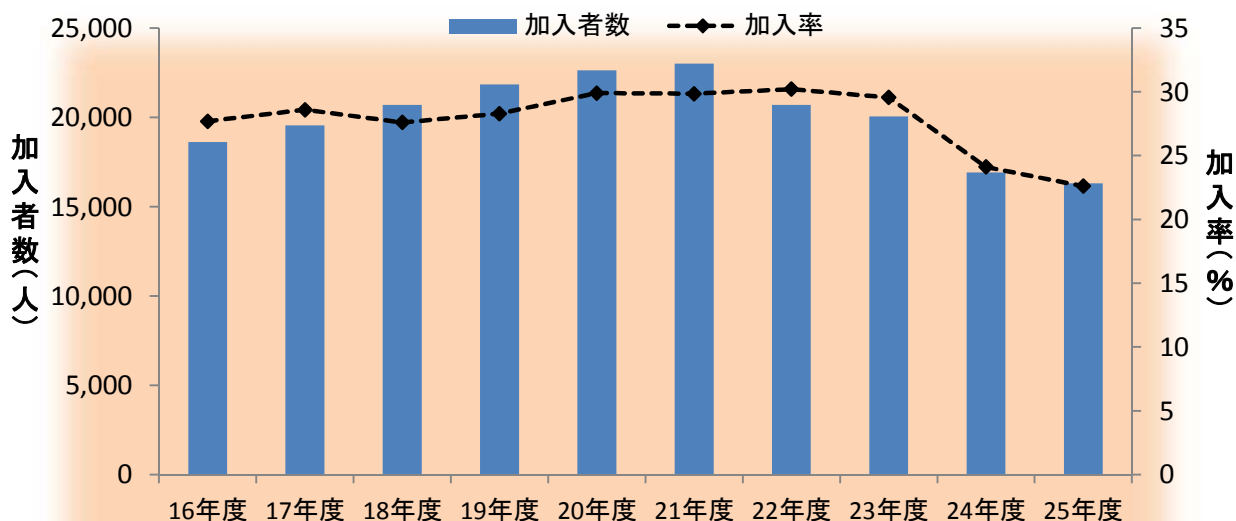
Q

口座振替に加入している人はどれくらいいるのですか？

A

口座振替加入者は平成25年度で約16,000人で、普通徴収の納税義務者に占める割合は約2割です。

### 口座振替加入者数（率）の推移



※加入率：現年課税分（普通徴収）の納税義務者数に占める口座振替加入者数の割合

### ポイントチェック

納税義務者の高齢化に伴い、年金から住民税を天引きで納める方が増えているため、平成21年度以降は口座振替加入者数が減少傾向にあります。

しかし、26年度からは口座振替受付に関する手続きが電子化され、区役所の窓口でキャッシュカードがあれば手続きできるようになったため、今後口座振替率の向上が期待できます。

※非課税、特別徴収等で2年間口座振替を利用しなかった場合は、自動的に抹消されます。



# 税証明発行数の推移

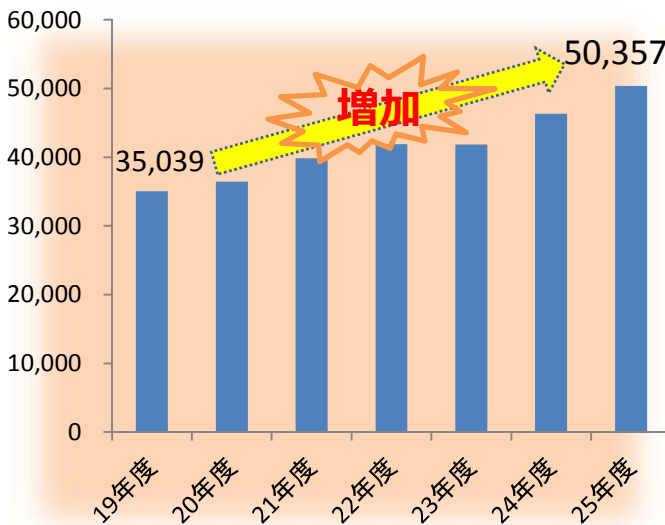
Q

税証明はどれくらい発行されているのですか？

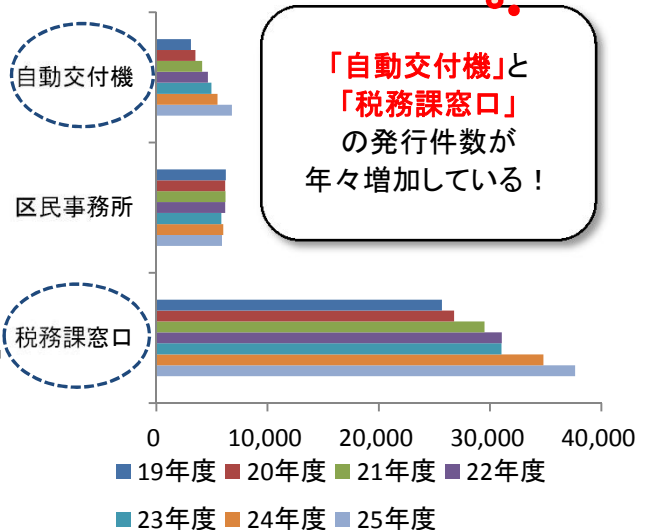
A

税証明の発行は近年増加傾向にあり、平成25年度は約5万件を発行しています。

## 税証明発行数の推移



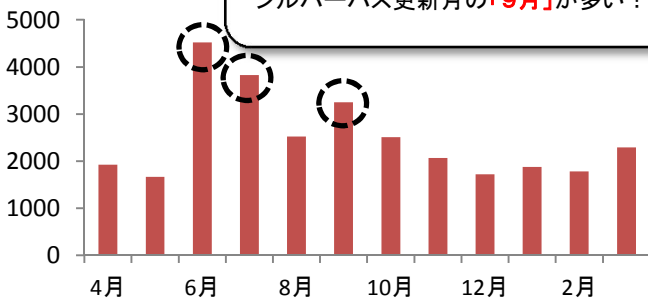
「発行場所別」に見ると…



「自動交付機」と「税務課窓口」の発行件数が年々増加している！

「月別」に見ると…

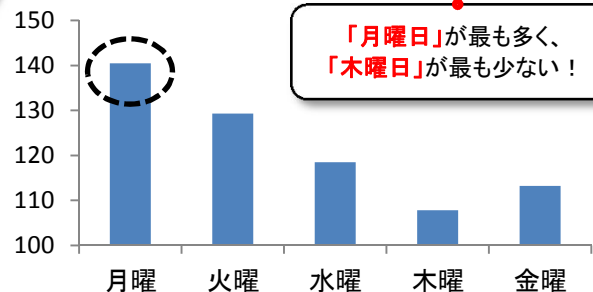
月別・発行人数



最新年度分の証明書が発行開始になる「6月・7月」やシルバーパス更新月の「9月」が多い！

「曜日別」に見ると…

曜日別・平均発行人数



「月曜日」が最も多く、「木曜日」が最も少ない！

## ポイントチェック

税証明は、近年、収入や所得の制限がある行政サービスが増加し、その審査のための税証明書の発行件数も増加しています。平成19年度には35,000件でしたが、25年度には50,000件まで増加しました。



# 第5章 軽自動車税

1. 軽自動車税（登録台数・税収）の推移
2. 普通自動車と軽自動車登録台数の比較
3. 23区別人口に対する軽自動車保有台数

コラム 軽自動車税の歴史と税率の変遷



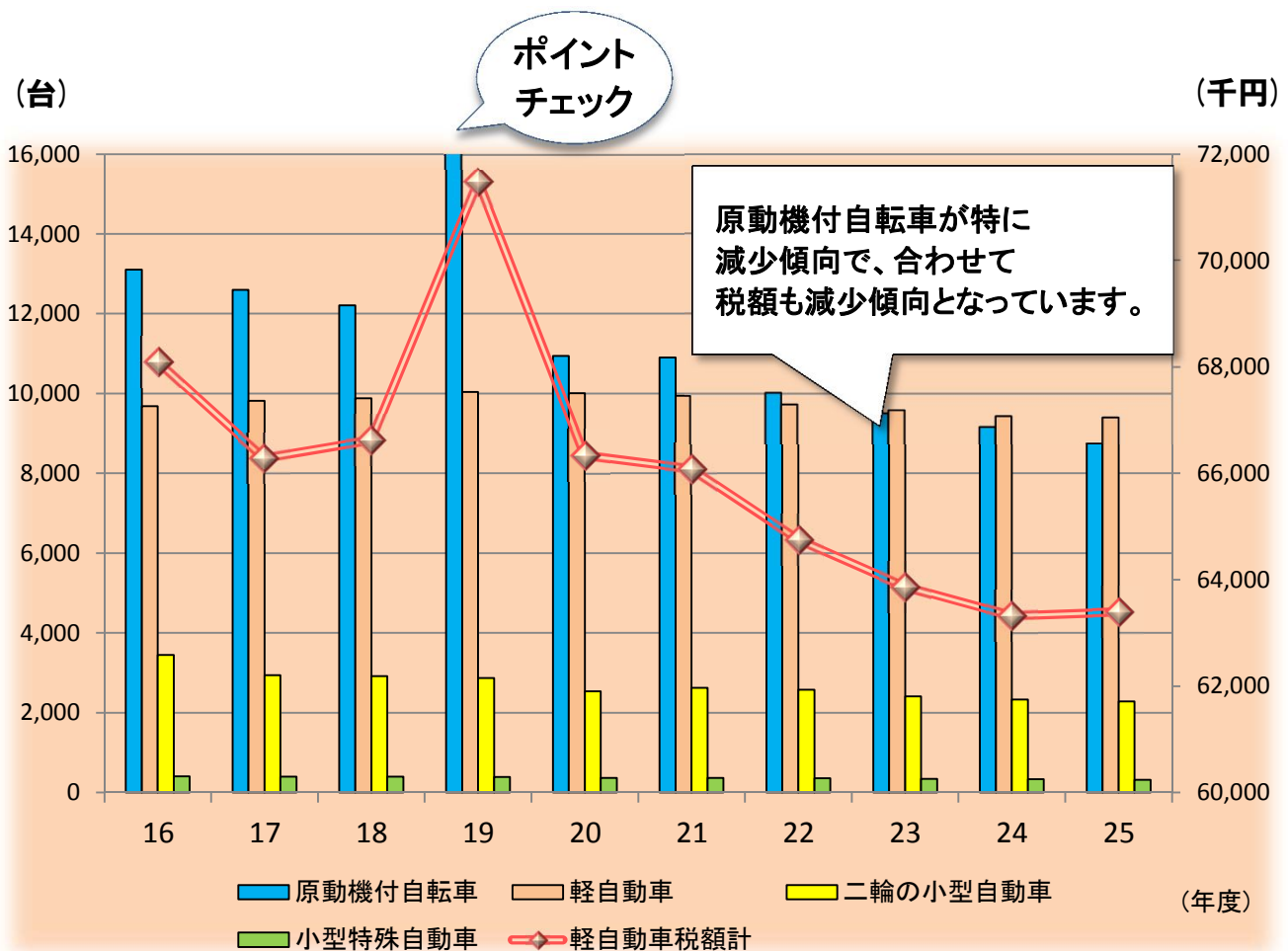
## 軽自動車税（登録台数・決算額）の推移

Q

軽自動車税の税額・登録台数推移を教えてください。

A

軽自動車の登録台数が減少しており、税額も同様に減少傾向にあります。



### ポイントチェック

25年度軽自動車税の登録台数は、全体で約2万台。税額は6億3千万円です。

近年軽自動車の性能向上等により、四輪の軽自動車登録台数はほぼ横ばいとなっていますが、原動機付自転車はニーズの低下により登録台数が減少しています。

平成19年には、業者がセールのために大量登録を行ったことで、原動機付自転車が1年のみ大幅に増加しています。



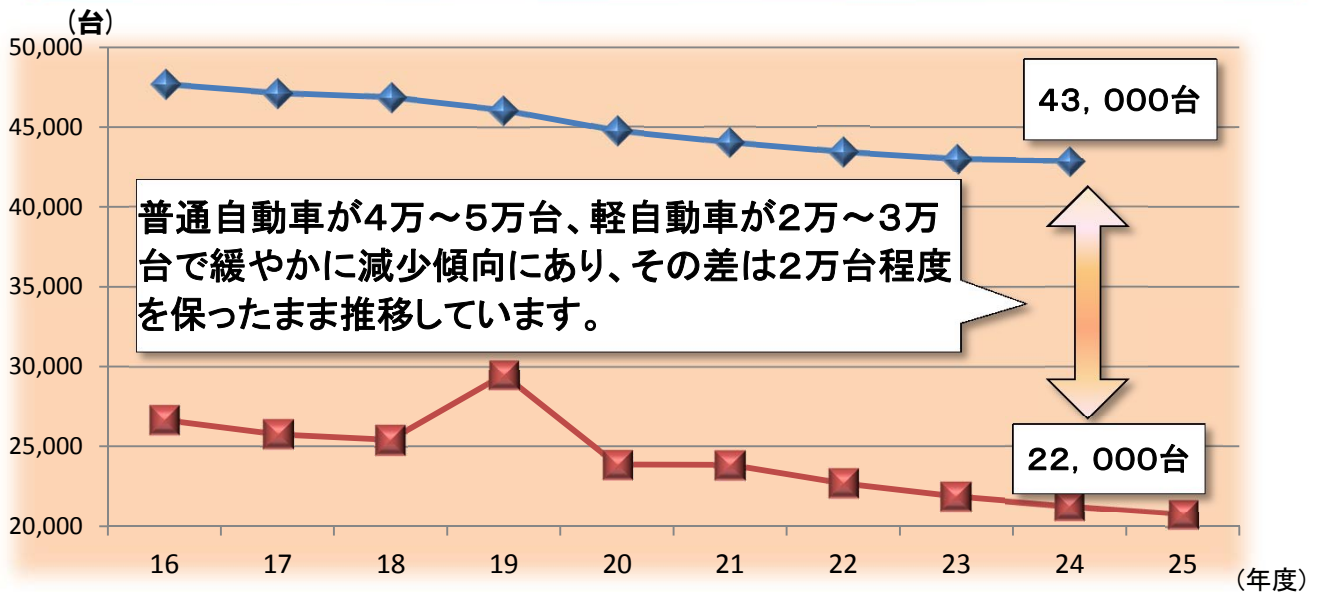
## 普通自動車と軽自動車登録台数の比較

Q

豊島区民の軽自動車と普通自動車の保有台数はどちらが多いのですか？

A

概ね2対1の割合で一般自動車の保有台数の方が多くなっています。



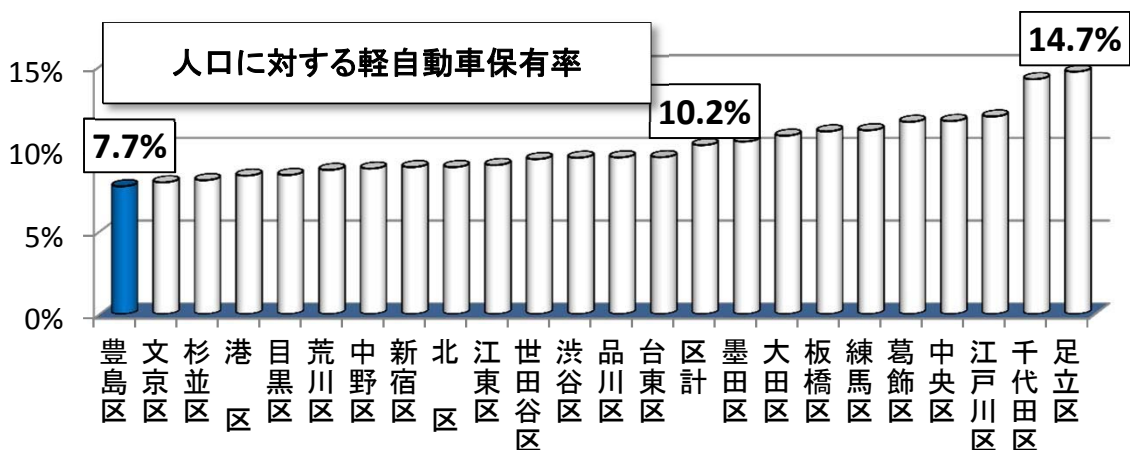
## 23区別人口に対する軽自動車保有台数

Q

豊島区は交通の便が良いので軽自動車持っている人は少ないのですか？

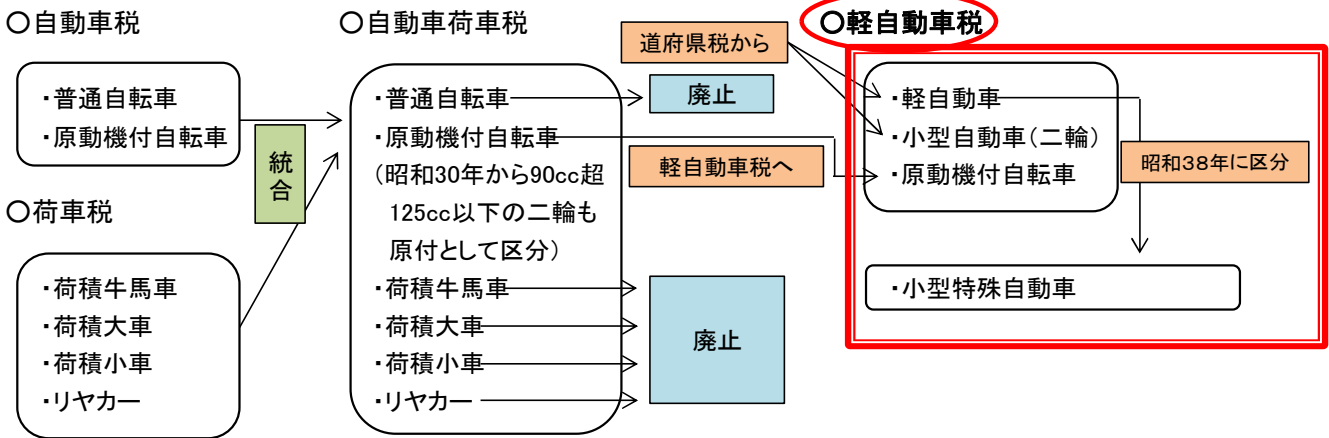
A

そのとおりです。面積の広い区の方が保有率が高い傾向が見られます。





昭和33年に税制度等が整理され、軽自動車税が創設されました。



昭和15年      昭和29年

昭和33年

※上表、下表とも「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書」を参照。



昭和33年以降の軽自動車税の税率は下記のとおりです。今後は、主に平成28年度課税分から大幅な改正が予定されています。

(円)

区 分		昭和33年	昭和36年	昭和37年	昭和40年	昭和51年	昭和54年	昭和59年	昭和60年
原動機付 自転車 (125cc以下)	50cc以下	500				650	700	1,000	
	50cc超90cc以下	800				1,000	1,100	1,200	
	90cc超	1,000				1,300	1,450	1,600	
	ミニカー	-	-	-	-	-	-	-	2,500
軽自動車 (660cc以下)	二輪(250cc以下)		1,500	1,500			2,000	2,200	2,400
	三輪			2,000			2,600	2,850	3,100
	四輪	乗用		3,000		4,500	5,200		5,500
		貨物用		2,500			5,900	6,500	7,200
	四輪	乗用					2,900		3,000
		貨物用					3,300	3,650	4,000
二輪の小型自動車(250cc超)		2,500				3,300	3,650	4,000	

# 第6章 たばこ税

1. 売渡本数・税収の推移
2. たばこ税収入の23区比較
3. 23区税収に占めるたばこ税の割合
4. 税率の変遷



## たばこ税（売渡本数・決算額）の推移

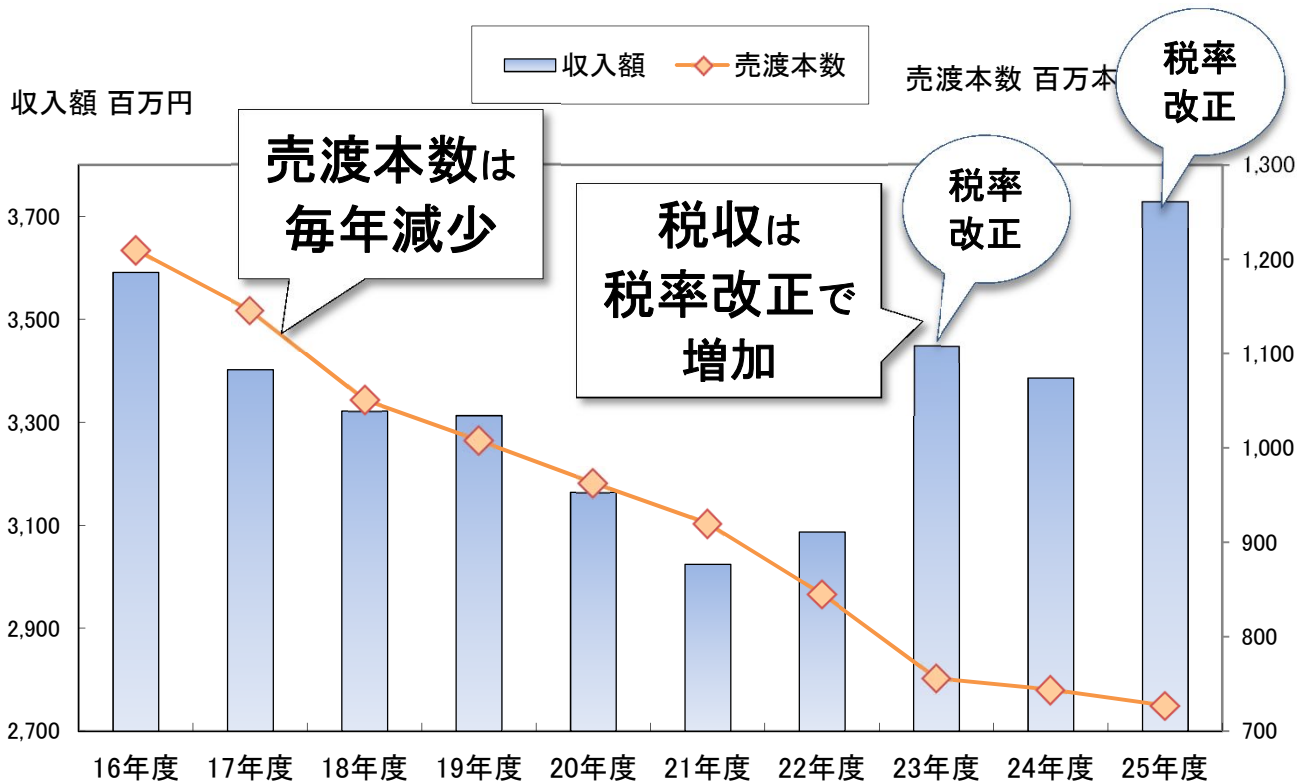
Q

近年、喫煙者が減っているから、たばこ税収も減っているのですか？

A

たばこ売上は減っていますが、税率の改正（引き上げ）により区の税収は増えています。

### たばこ税の本数と税収の推移



### ポイントチェック

25年度たばこ税の課税額は約37億円、売渡本数は約7億本です。

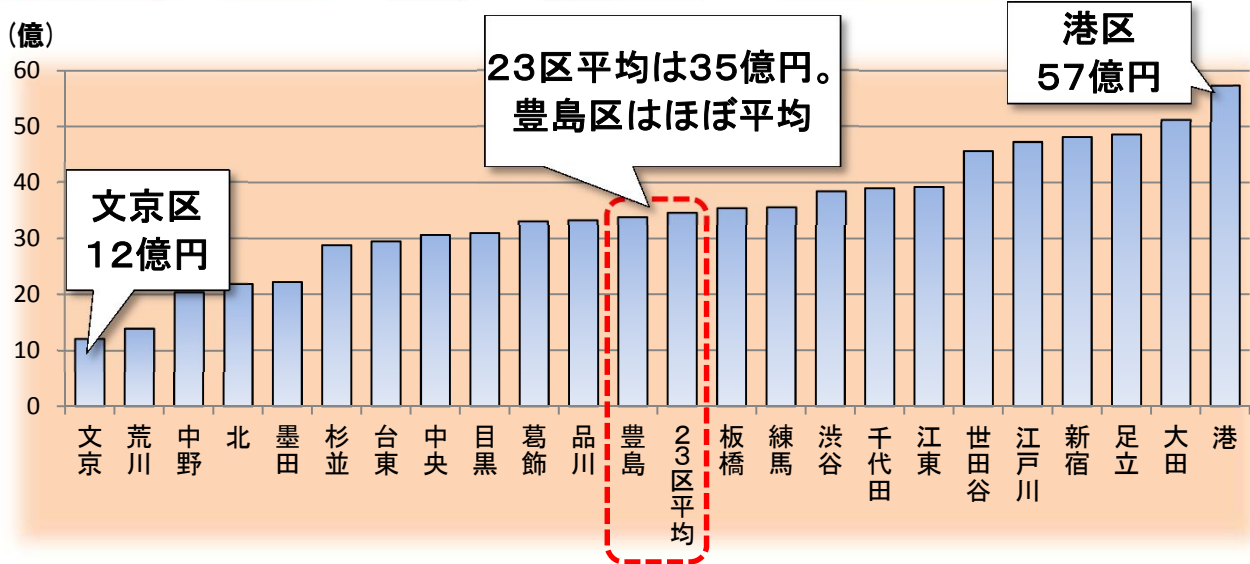
喫煙者の減少に伴い、売渡本数は年々減少していますが、収入額は23年度、25年度に大きく増加しています。これは、23年度、25年度に特別区たばこ税の税率が引き上げられたことによるものです。



## たばこ税収入の23区比較

Q 23区のたばこ税収入の状況を教えてください。

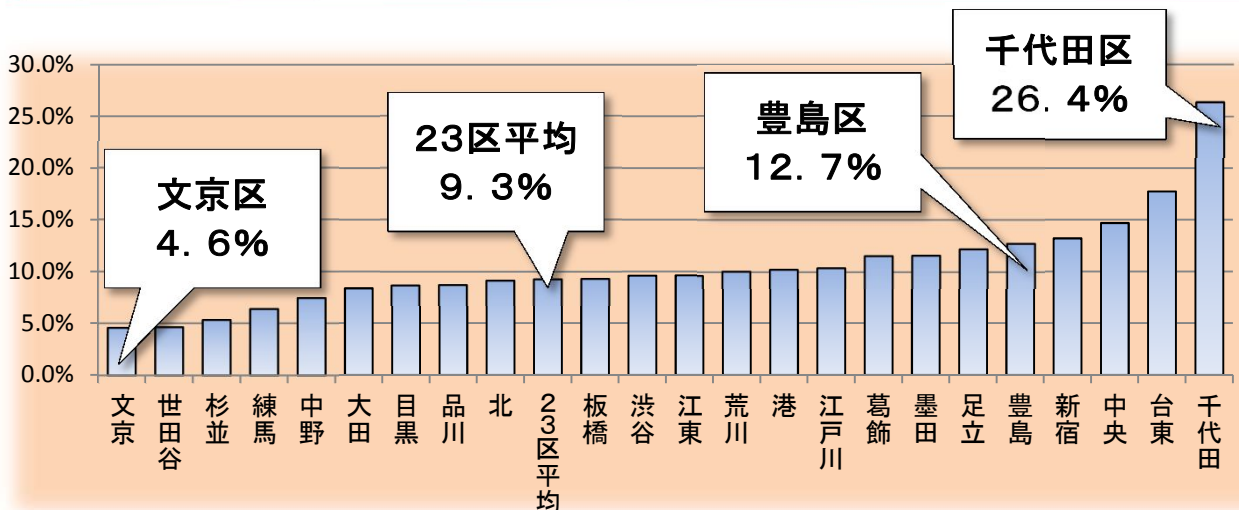
A 最も税収が多い港区と、最も低い文京区では45億円の差があります。豊島区は34億円で、ほぼ23区平均と同じです。



## 23区税収に占めるたばこ税の割合

Q たばこ税は非常に大きい税収ですが、各区の税収に占める割合はどの位ですか？

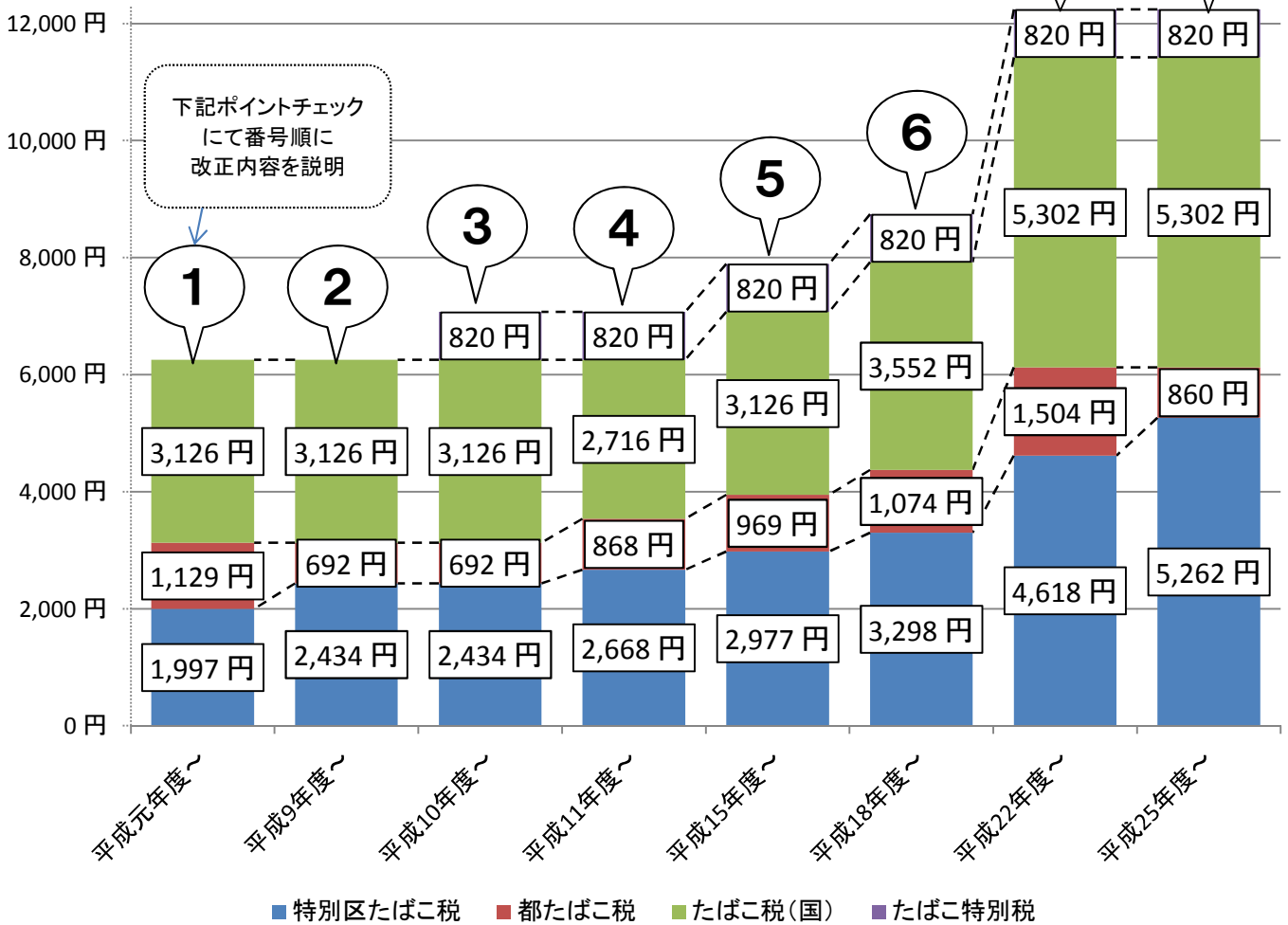
A 最も割合が大きい千代田区では、税収の4分の1がたばこ税で、最も小さい文京区では5%です。豊島区は税収の約1割をたばこ税が占めています。





## たばこ税税率の変遷（旧3級品除く）

(円/千本)



### ポイントチェック

- ①消費税創設に伴い、たばこ消費税と呼ばれていた税を改変し、たばこ税創設。
- ②都から区への税源移譲
- ③10年12月1日たばこ特別税(国税)創設。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。
- ④11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。
- ⑤15年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税(※)実施。
- ⑥18年7月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑦22年10月よりたばこ税率改定。手持ち品課税実施。
- ⑧25年4月から、都から区への税源移譲。

※手持ち品課税とは…税率改正前に売渡しがされた小売店の手持たばこに対して、税率引き上げ分に相当する課税を行い、改正後と同一の税負担を求めるものです。



## 第7章 狭小住戸集合住宅税

1. 狭小住戸集合住宅税の課税概要
2. 税創設の経緯
3. 税収の推移
4. 税による効果



# 狭小住戸集合住宅税の課税概要

Q

狭小住戸集合住宅税（通称ワンルームマンション税）とはどのような税ですか？

A

30㎡未満の住戸が9戸以上ある集合住宅の建築等に課税する税です。

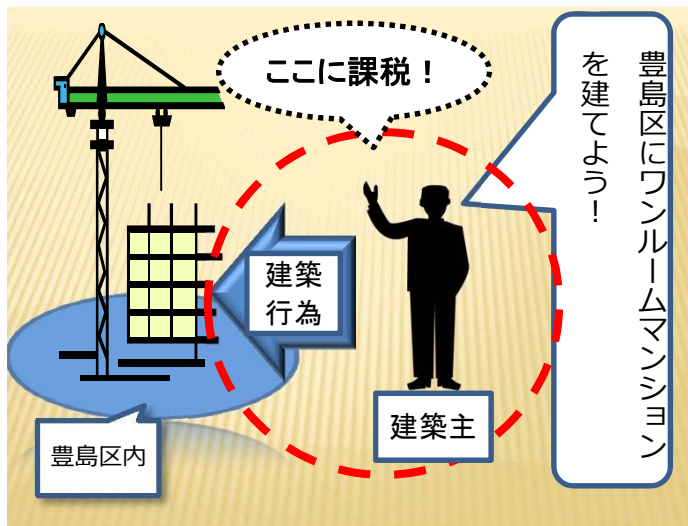
## ① 納税義務者

豊島区内に狭小住戸を有する集合住宅を建築する **建築主に課税** します。

## ② 課税対象・税率

**30㎡未満の住戸が9戸以上**ある集合住宅の建築等を行うときに課税。

税率は **狭小住戸1戸につき50万円**



〔計算例：全住戸が10戸である住戸を建築する場合〕

30㎡未満の住戸数	30㎡以上の住戸数	税額
10戸	0戸	10戸 × 50万円 = 500万円
9戸	1戸	9戸 × 50万円 = 450万円
8戸	2戸	非課税

## ③ 税の性質

- ・ 全国で **豊島区にしかない法定外税** です。
- ・ 法定外税の中でも **使途が定められていない普通税** です。

### 法定税

消費税

所得税

住民税

法律で規定  
されている税

### 法定外税

狭小住戸

集合住宅税

宿泊税

遊漁税

自治体が独自に  
新設した税

普通税

特にその使徒を特定しないで

徴収される税

ex. 住民税など多数の税

目的税

税収の使いみちが決まっている税

ex. 入湯税

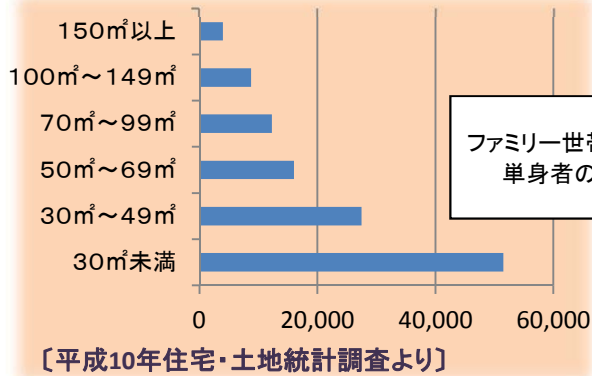
特定施設の整備や、観光の振興に  
要する費用に充てる



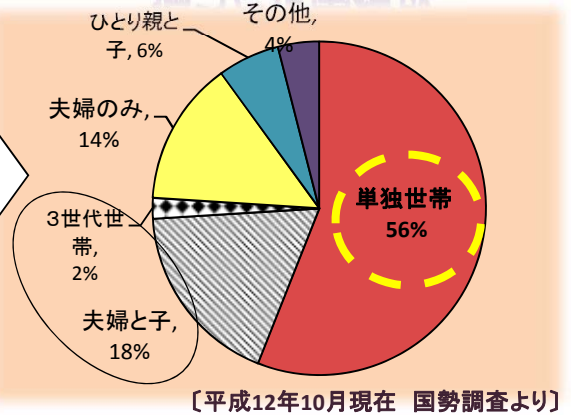
## 税創設の経緯

### 豊島区特有の住宅事情、世帯構成

#### 狭小なものに偏った住宅ストック



#### 偏った世帯構成



- 30㎡未満の住宅のほとんどは借家。
- 小規模な借家に居住するのは単身世帯が多く、居住期間も短い傾向にある。

コミュニティの希薄化  
定住性の低下

これ以上、狭小なものに偏った住宅供給が続くと下記の問題が生じる

①誘導居住水準（国が定めた世帯人数に応じて確保すべき居住面積）の達成率向上を難しくする。

②定住性の一層の低下につながる。

③まちづくりに目を向ける人口の減少⇒地域の相互扶助機能弱体化

そこで、狭小住戸の抑制策として、税創設の検討が行われました。

平成14年～平成15年…法定外税検討会議

（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）

平成16年…総務大臣により狭小住戸集合住宅税新説の同意

**“平成16年6月”** から本税の条例を施行

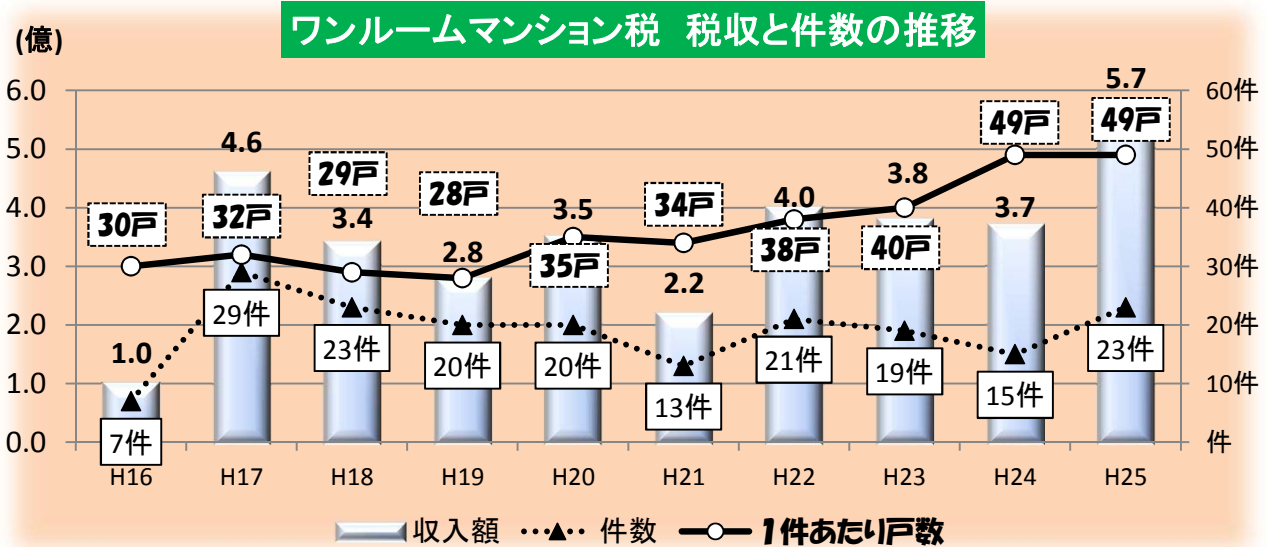
税は条例施行後5年ごとに見直しを行うこととなっており、平成20年、平成25年に「税制度調査検討会議」を開催し、検討の結果、**平成30年まで本税が継続することが決定**しています。



## 3 税収の推移

Q 狭小住戸集合住宅税が施行されてからの実績を教えてください。

A 平成16年の税施行から25年度までの10年間で約35億円、190件の収入実績があります。1年平均で約3.5億円の税収です。

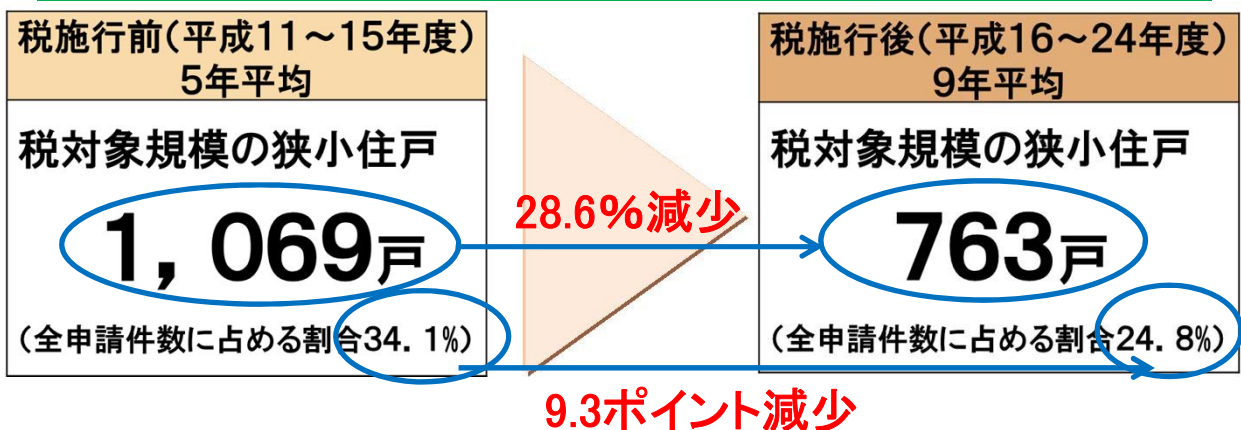


## 4 税による効果

Q 狭小住戸集合住宅税の効果はあるのですか？

A 税施行前後の建築確認実績より、税対象規模の住戸が数、割合ともに減少していることから、税の建築抑制効果が確認されています。

税施行前後の「建築確認申請戸数」の平均値を比較すると…



# 資料集 (基礎数值)

1-1 豊島区の収入

(単位;千円)

	25年度 決算	
	金額	構成比
歳入合計	104,780,593	100.00
特別区税	29,860,468	28.50
地方譲与税	437,413	0.42
利子割交付金	431,156	0.41
配当割交付金	294,517	0.28
株式等譲渡所得割交付金	384,809	0.37
地方消費税交付金	4,449,726	4.25
自動車取得税交付金	269,657	0.26
地方特例交付金	113,416	0.11
特別区交付金	29,236,878	27.90
交通安全対策特別交付金	29,692	0.03
分担金及び負担金	1,426,760	1.36
使用料及び手数料	3,024,024	2.89
国庫支出金	19,685,514	18.79
都支出金	6,635,618	6.33
財産収入	65,290	0.06
寄附金	9,330	0.01
繰入金	4,763,094	4.55
繰越金	1,213,135	1.16
諸収入	2,140,096	2.04
特別区債	310,000	0.30

1-2 特別区(23区)の収入〔25年度決算〕

(単位;千円)

区名	特別区税収入 ①	一般会計歳入(区税除く) ②	一般会計歳入 ③(①+②)	割合 ①/③	順位(降順)
千代田	15,419,584	34,168,372	49,587,956	31.1%	8
中央	22,595,739	57,018,655	79,614,394	28.4%	12
港	61,574,956	44,727,833	106,302,789	57.9%	1
新宿	40,571,076	92,908,528	133,479,604	30.4%	9
文京	28,780,298	50,287,404	79,067,702	36.4%	5
台東	18,917,087	73,310,340	92,227,427	20.5%	19
墨田	21,181,504	81,326,347	102,507,851	20.7%	18
江東	45,145,203	127,533,523	172,678,726	26.1%	15
品川	42,044,118	91,378,363	133,422,481	31.5%	7
目黒	40,318,474	49,529,653	89,848,127	44.9%	3
大田	67,949,947	172,680,994	240,630,941	28.2%	13
世田谷	109,088,834	136,499,182	245,588,016	44.4%	4
渋谷	43,427,180	40,166,236	83,593,416	52.0%	2
中野	30,483,675	86,360,354	116,844,029	26.1%	16
杉並	59,626,500	109,847,051	169,473,551	35.2%	6
豊島	29,860,468	74,920,125	104,780,593	28.5%	11
北	26,114,483	108,863,069	134,977,552	19.3%	21
荒川	15,393,555	70,477,289	85,870,844	17.9%	23
板橋	42,380,001	141,394,286	183,774,287	23.1%	17
練馬	61,609,767	170,198,419	231,808,186	26.6%	14
足立	44,189,273	218,951,436	263,140,709	16.8%	24
葛飾	31,525,992	143,995,052	175,521,044	18.0%	22
江戸川	49,858,325	197,356,918	247,215,243	20.2%	20
23区計	948,056,039	2,373,899,430	3,321,955,469	28.5%	10

## 2-1 特別区税の内訳

(単位:千円)

	平成25年度決算	構成割合
特別区民税	25,486,393	85.4%
特別区たばこ税	3,728,698	12.5%
軽自動車税	63,377	0.2%
狭小住戸集合住宅税	582,000	1.9%
合計	29,860,468	100.0%



## 2-2 豊島区の税収の推移

(単位;千円)

年度	特別区民税	特別区たばこ税	軽自動車税	狭小住戸集合住宅税	合計
平成16年度	19,898,674	3,590,899	65,045	104,500	23,659,118
平成17年度	20,198,400	3,401,603	63,656	458,000	24,121,659
平成18年度	22,174,112	3,334,890	66,059	337,500	25,912,561
平成19年度	23,969,767	3,312,943	69,080	279,500	27,631,290
平成20年度	24,931,215	3,163,624	63,174	353,500	28,511,513
平成21年度	25,319,288	3,023,542	64,926	223,000	28,630,756
平成22年度	23,818,276	3,132,834	63,272	403,300	27,417,682
平成23年度	23,825,821	3,449,293	62,368	383,350	27,720,832
平成24年度	24,507,915	3,386,411	62,987	368,850	28,326,163
平成25年度	25,486,393	3,728,698	63,377	582,000	29,860,468

### 3-1 納税義務者数と課税額の推移

(納税義務者数) (単位;人)

年度	納税義務者数
平成16年度	122,844
平成17年度	124,300
平成18年度	132,739
平成19年度	137,324
平成20年度	141,662
平成21年度	143,392
平成22年度	142,254
平成23年度	142,496
平成24年度	144,019
平成25年度	146,570

(課税額) (単位;千円)

年度	普通徴収	特別徴収	過年度課税分	課税額計 (現年課税分)
平成16年度	8,447,749	11,311,451	138,929	19,898,129
平成17年度	8,543,964	11,523,183	198,373	20,265,520
平成18年度	9,590,395	12,517,457	220,696	22,328,548
平成19年度	10,436,406	13,841,713	306,514	24,584,633
平成20年度	10,203,521	14,962,769	202,361	25,368,651
平成21年度	10,060,173	15,366,487	170,902	25,597,562
平成22年度	8,462,514	15,469,736	200,303	24,132,553
平成23年度	8,356,306	15,442,481	161,712	23,960,499
平成24年度	8,459,718	15,999,350	125,375	24,584,443
平成25年度	8,654,052	16,564,027	163,008	25,381,087

### 3-2 区民1人あたり特別区民税負担額

区名	特別区民税収入(平成25年度)① (単位;千円)	人口(H25.1.1現在)② (単位;人)	区民1人あたり 特別区民税負担額 ①/② (単位;円)
千代田	11,328,713	52,284	216,676
中央	19,224,952	128,628	149,462
港	55,218,876	231,538	238,487
新宿	35,138,175	321,172	109,406
文京	27,384,736	201,257	136,068
台東	15,502,273	185,368	83,630
墨田	18,633,469	252,018	73,937
江東	40,588,993	480,271	84,513
品川	38,286,505	366,584	104,441
目黒	36,761,481	264,811	138,822
大田	62,017,587	696,734	89,012
世田谷	103,781,876	860,749	120,572
渋谷	39,206,073	212,061	184,881
中野	28,132,740	311,256	90,385
杉並	56,295,868	540,021	104,248
豊島	25,486,393	268,959	94,759
北	23,639,197	333,132	70,960
荒川	13,791,528	206,457	66,801
板橋	38,256,326	537,375	71,191
練馬	57,387,496	709,262	80,912
足立	38,466,318	669,143	57,486
葛飾	27,701,294	447,170	61,948
江戸川	44,415,174	675,325	65,769
23区計	856,646,043	8,951,575	95,698

### 3-3 所得区分別 納税義務者数

(単位;人)

区分	平成26年度	構成割合
給与所得者	116,108	82.1%
営業等所得者	6,066	4.3%
その他の所得者	19,264	13.6%
計	141,438	100.0%

※7月1日現在、市町村課税状況調による

### 3-4 課税標準段階別 納税義務者数・所得割課税額の推移

(納税義務者数)

課税標準額の段階		200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
17年度	人数	63,503	43,037	8,491	115,031
	構成比	55.2	37.4	7.4	100.0
18年度	人数	69,811	45,085	9,026	123,922
	構成比	56.3	36.4	7.3	100.0
19年度	人数	72,026	46,780	9,701	128,507
	構成比	56.0	36.4	7.5	100.0
20年度	人数	73,636	48,687	10,223	132,546
	構成比	55.6	36.7	7.7	100.0
21年度	人数	74,496	49,320	10,258	134,074
	構成比	55.6	36.8	7.7	100.0
22年度	人数	76,475	47,692	9,552	133,719
	構成比	57.2	35.7	7.1	100.0
23年度	人数	76,375	47,486	9,488	133,349
	構成比	57.3	35.6	7.1	100.0
24年度	人数	76,138	49,073	9,996	135,207
	構成比	56.3	36.3	7.4	100.0
25年度	人数	77,735	50,490	10,061	138,286
	構成比	56.2	36.5	7.3	100.0
26年度	人数	79,420	51,760	10,258	141,438
	構成比	56.2	36.6	7.3	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

(所得割課税額)

課税標準額の段階		200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	計
17年度	金額(千円)	1,774,613	6,978,109	10,412,782	19,165,504
	構成比	9.3	36.4	54.3	100.0
18年度	金額(千円)	2,186,895	7,817,817	11,241,833	21,246,545
	構成比	10.3	36.8	52.9	100.0
19年度	金額(千円)	4,454,693	9,990,713	9,051,914	23,497,320
	構成比	19.0	42.5	38.5	100.0
20年度	金額(千円)	4,616,219	10,334,249	9,315,741	24,266,209
	構成比	19.0	42.6	38.4	100.0
21年度	金額(千円)	4,583,382	10,348,007	9,353,198	24,284,587
	構成比	18.9	42.6	38.5	100.0
22年度	金額(千円)	4,556,486	9,888,709	8,519,011	22,964,206
	構成比	19.8	43.1	37.1	100.0
23年度	金額(千円)	4,575,052	9,797,711	8,516,499	22,889,262
	構成比	20.0	42.8	37.2	100.0
24年度	金額(千円)	4,573,345	10,229,401	8,906,634	23,709,380
	構成比	19.3	43.1	37.6	100.0
25年度	金額(千円)	4,763,533	10,499,868	9,116,791	24,380,192
	構成比	19.5	43.1	37.4	100.0
26年度	金額(千円)	4,876,334	10,815,046	9,417,788	25,109,168
	構成比	19.4	43.1	37.5	100.0

※各年7月1日現在、市町村課税状況調による

3-5 課税標準段階別 納税義務者数(23区)[25年度]

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
千代田	11,419	38.4	12,591	42.4	5,720	19.2	29,730	100.0
中央	30,722	41.4	33,847	45.6	9,630	13.0	74,199	100.0
港	48,497	38.9	50,339	40.4	25,711	20.6	124,547	100.0
新宿	81,921	51.2	61,981	38.8	15,951	10.0	159,853	100.0
文京	48,631	45.3	44,323	41.2	14,500	13.5	107,454	100.0
台東	51,967	56.5	34,472	37.5	5,481	6.0	91,920	100.0
墨田	73,847	58.3	47,693	37.7	5,132	4.1	126,672	100.0
江東	129,564	54.0	95,446	39.8	15,054	6.3	240,064	100.0
品川	103,869	51.6	82,465	41.0	14,772	7.3	201,106	100.0
目黒	71,220	48.4	58,777	40.0	17,031	11.6	147,028	100.0
大田	204,213	56.4	136,592	37.7	21,277	5.9	362,082	100.0
世田谷	229,077	50.8	171,060	38.0	50,522	11.2	450,659	100.0
渋谷	54,511	46.2	46,305	39.3	17,149	14.5	117,965	100.0
中野	96,561	58.0	59,727	35.9	10,217	6.1	166,505	100.0
杉並	159,096	55.1	105,806	36.6	23,916	8.3	288,818	100.0
豊島	77,735	56.2	50,490	36.5	10,061	7.3	138,286	100.0
北	98,352	60.3	58,471	35.8	6,296	3.9	163,119	100.0
荒川	57,925	60.3	34,179	35.6	3,936	4.1	96,040	100.0
板橋	157,715	60.4	92,668	35.5	10,745	4.1	261,128	100.0
練馬	193,168	56.9	125,562	37.0	20,990	6.2	339,720	100.0
足立	189,693	64.0	97,807	33.0	8,923	3.0	296,423	100.0
葛飾	129,017	62.7	70,361	34.2	6,389	3.1	205,767	100.0
江戸川	187,173	60.4	111,597	36.0	11,352	3.7	310,122	100.0
23区計	2,485,893	55.3	1,682,559	37.4	330,755	7.4	4,499,207	100.0

※7月1日現在、市町村課税状況調による

### 3-6 納税義務者の年齢構成

年齢	人数	納税者数割合	課税額(区民税) 円	課税額割合
20代	27540	18.6%	2,618,033,000	10.2%
30代	37252	25.2%	5,826,042,700	22.7%
40代	29267	19.8%	6,354,835,000	24.8%
50代	19828	13.4%	5,025,354,000	19.6%
60代	17593	11.9%	3,238,451,000	12.6%
70代	10082	6.8%	1,565,420,300	6.1%
80代	5229	3.5%	824,996,300	3.2%
その他	962	0.7%	172,470,000	0.7%

※上記数値は平成26年7月1日現在の現年課税分的人数・金額である。

#### 4-1 収納チャンネルの種類と割合

	件数	構成割合
銀行・郵便局で納付	66,397	27.2%
口座振替払い	46,441	19.0%
コンビニ納付	130,727	53.6%
クレジット納付	204	0.1%
モバイルレジ納付	166	0.1%
<b>合 計(普通徴収)</b>	<b>243,935</b>	<b>100.0%</b>

※上記数値は25年度決算における数値である。



#### 4-2 豊島区の税収の推移

	現年課税分		滞納繰越分		区民税計	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
平成12年度	96.0	22	14.2	19	85.6	21
平成13年度	96.7	17	18.2	13	85.8	19
平成14年度	96.7	19	19.5	8	87.0	18
平成15年度	97.0	19	24.9	4	89.1	15
平成16年度	97.1	17	28	2	90.5	14
平成17年度	97.2	16	28.3	5	91.8	12
平成18年度	97.3	17	31.1	4	93.2	9
平成19年度	95.9	23	28.2	12	92.3	16
平成20年度	96.2	16	28.2	7	91.7	15
平成21年度	96.7	14	28.3	5	91.6	13
平成22年度	96.1	19	28.5	3	90.6	15
平成23年度	96.8	17	26.5	7	90.6	15
平成24年度	97.3	17	25.6	15	91.1	16
平成25年度	97.6	16	34.0	8	92.7	14

#### 4-3 滞納者の年齢及び滞納額

(年齢別構成)

	20代以下	30代	40代	50代	60代以上	計
滞納者数	4,135	5,801	3,129	1,708	2,097	16,870
構成比	24.5%	34.4%	18.5%	10.1%	12.4%	100.0%

(滞納額別構成)

	10万以下	10～20万	20～30万	30～40万	40～50万	50万以上	計
滞納者数	9,102	4,075	1,644	862	458	729	16,870
構成比	54.0%	24.2%	9.7%	5.1%	2.7%	4.3%	100.0%

※滞納者の人数は平成26年6月1日現在の数値である。

#### 4-4 分割納付者数の推移

	23年度	24年度	25年度
分割納付者数	2,427	4,466	5,950

#### 4-5 督促状(発付数・発付率)の推移

	発付件数	発付率
16年度	65,426	27.83%
17年度	64,798	26.83%
18年度	69,555	26.07%
19年度	89,582	32.34%
20年度	92,223	34.08%
21年度	76,938	29.29%
22年度	72,580	39.47%
23年度	69,643	38.83%
24年度	67,686	29.00%
25年度	66,055	28.47%

※発付率とは普通徴収の現年課税件数に占める督促状発付件数の割合である。

#### 4-6 催告書(発付数)の推移

	発付件数
16年度	65,963
17年度	67,353
18年度	68,482
19年度	66,284
20年度	67,323
21年度	69,917
22年度	51,359
23年度	53,357
24年度	49,322
25年度	39,481

#### 4-7 差押件数の推移

	差押件数
16年度	1,248
17年度	1,158
18年度	1,128
19年度	840
20年度	1,444
21年度	1,700
22年度	2,066
23年度	1,663
24年度	1,839
25年度	2,112

#### 4-8 口座振替加入者数・加入率の推移

(口座振替加入者数)

	加入者数
16年度	18,619
17年度	19,552
18年度	20,701
19年度	21,846
20年度	22,633
21年度	22,998
22年度	20,699
23年度	20,050
24年度	16,904
25年度	16,309

(口座振替加入率)

	加入率
16年度	27.7
17年度	28.6
18年度	27.6
19年度	28.3
20年度	29.9
21年度	29.8
22年度	30.2
23年度	29.6
24年度	24.1
25年度	22.6

※口座振替加入率とは、現年課税分(普通徴収)の納税義務者数に占める口座振替加入者数の割合である。

#### 4-9 税証明書発行数の推移

(発行場所別 税証明書発行数)

	税務課窓口	区民事務所	自動交付機	計
19年度	25,683	6,260	3,096	35,039
20年度	26,773	6,191	3,501	36,465
21年度	29,505	6,229	4,125	39,859
22年度	31,069	6,195	4,645	41,909
23年度	31,017	5,857	4,951	41,825
24年度	34,798	6,024	5,508	46,330
25年度	37,657	5,900	6,800	50,357

(月別 税証明書発行人数)(税務課窓口のみ)

月	件数
4月	1,921
5月	1,662
6月	4,520
7月	3,829
8月	2,520
9月	3,247
10月	2,505
11月	2,069
12月	1,717
1月	1,879
2月	1,781
3月	2,289

(曜日別 税証明書平均発行人数)(税務課窓口のみ)

曜日	件数
月曜	140
火曜	129
水曜	119
木曜	108
金曜	113
日曜	29



## 5-1 軽自動車税(登録台数・決算額)の推移

(登録台数)

(単位:台)

	原動機付自転車	軽自動車	二輪の小型自動車	小型特殊自動車	計
16年度	13,104	9,683	3,448	411	26,646
17年度	12,595	9,817	2,939	401	25,752
18年度	12,207	9,880	2,919	397	25,403
19年度	16,184	10,038	2,872	391	29,485
20年度	10,945	10,011	2,539	368	23,863
21年度	10,903	9,942	2,626	366	23,837
22年度	10,024	9,733	2,574	356	22,687
23年度	9,511	9,586	2,410	346	21,853
24年度	9,172	9,440	2,333	334	21,279
25年度	8,755	9,408	2,288	323	20,774

(軽自動車税課税額)

(単位:千円)

	軽自動車税額計
16年度	68,104
17年度	66,282
18年度	66,626
19年度	71,483
20年度	66,340
21年度	66,080
22年度	64,754
23年度	63,870
24年度	63,322
25年度	63,390

## 5-2 普通自動車と軽自動車保有台数の比較

### 各年決算数値

	普通自動車(※)	軽自動車
平成16年度	47,688	26,646
平成17年度	47,137	25,752
平成18年度	46,853	25,403
平成19年度	46,056	29,485
平成20年度	44,767	23,863
平成21年度	44,036	23,837
平成22年度	43,436	22,687
平成23年度	42,985	21,853
平成24年度	42,883	21,279
平成25年度	-	20,774

※普通自動車の保有台数は東京都統計年鑑 によるものである。

普通自動車の平成25年度実績は本資料作成時点で公表されていない。

5-3 23区別人口に対する軽自動車保有台数

	台数			人口 (H25.7.1)	人口に対する保有率		
	原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計		原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計
千代田	4,768	2,827	7,595	53,494	8.9%	5.3%	14.2%
中央	11,175	4,081	15,256	130,737	8.5%	3.1%	11.7%
港	14,508	5,063	19,571	233,817	6.2%	2.2%	8.4%
新宿	20,855	7,833	28,688	322,895	6.5%	2.4%	8.9%
文京	12,105	4,071	16,176	203,142	6.0%	2.0%	8.0%
台東	11,711	5,999	17,710	186,779	6.3%	3.2%	9.5%
墨田	18,053	8,405	26,458	253,681	7.1%	3.3%	10.4%
江東	30,877	12,755	43,632	484,334	6.4%	2.6%	9.0%
品川	26,369	8,491	34,860	368,043	7.2%	2.3%	9.5%
目黒	17,257	5,223	22,480	267,410	6.5%	2.0%	8.4%
大田	55,146	20,418	75,564	700,844	7.9%	2.9%	10.8%
世田谷	58,941	22,191	81,132	866,063	6.8%	2.6%	9.4%
渋谷	15,355	4,854	20,209	213,826	7.2%	2.3%	9.5%
中野	20,104	7,483	27,587	313,641	6.4%	2.4%	8.8%
杉並	30,564	13,402	43,966	543,190	5.6%	2.5%	8.1%
豊島	14,330	6,566	20,896	270,504	5.3%	2.4%	7.7%
北	20,841	8,882	29,723	334,535	6.2%	2.7%	8.9%
荒川	11,965	6,079	18,044	207,060	5.8%	2.9%	8.7%
板橋	41,506	18,039	59,545	539,262	7.7%	3.3%	11.0%
練馬	50,291	28,743	79,034	711,289	7.1%	4.0%	11.1%
足立	57,001	41,239	98,240	670,429	8.5%	6.2%	14.7%
葛飾	31,062	20,904	51,966	447,238	6.9%	4.7%	11.6%
江戸川	51,372	29,422	80,794	676,494	7.6%	4.3%	11.9%
23区計	626,156	292,970	919,126	8,998,707	7.0%	3.3%	10.2%

※台数は平成25年度課税状況調によるものである。

6-1 たばこ税(売渡本数・決算額)の推移

	収入額(百万円)	売渡本数(百万本)
16年度	3,591	1,210
17年度	3,402	1,146
18年度	3,322	1,051
19年度	3,313	1,008
20年度	3,164	963
21年度	3,024	920
22年度	3,087	845
23年度	3,449	756
24年度	3,386	744
25年度	3,729	727

6-2 たばこ税収入の23区比較

(単位:千円)

区名	たばこ税収入 (平成25年度決算)
文京	1,213,783
荒川	1,395,225
中野	2,039,235
北	2,188,710
墨田	2,224,126
杉並	2,882,122
台東	2,951,506
中央	3,063,262
目黒	3,098,220
葛飾	3,312,367
品川	3,331,516
豊島	3,386,411
23区平均	3,464,830
板橋	3,545,829
練馬	3,562,914
渋谷	3,846,732
千代田	3,898,849
江東	3,922,507
世田谷	4,563,593
江戸川	4,726,293
新宿	4,816,427
足立	4,858,853
大田	5,126,417
港	5,736,185

6-3 23区税収に占めるたばこ税の割合

(単位:千円)

区名	たばこ税収 ①	全税収 ②	たばこ税の割合 ①/②
千代田	4,068,872	15,419,584	26.4%
台東	3,358,501	18,917,087	17.8%
中央	3,320,458	22,595,739	14.7%
新宿	5,358,109	40,571,076	13.2%
豊島	3,728,698	29,278,468	12.7%
足立	5,392,888	44,189,273	12.2%
墨田	2,454,655	21,181,504	11.6%
葛飾	3,640,612	31,525,992	11.5%
江戸川	5,175,608	49,858,325	10.4%
港	6,299,661	61,574,956	10.2%
荒川	1,548,246	15,393,555	10.1%
江東	4,352,287	45,145,203	9.6%
渋谷	4,167,939	43,427,180	9.6%
板橋	3,944,664	42,380,001	9.3%
23区計	87,851,437	947,474,039	9.3%
北	2,387,453	26,114,483	9.1%
品川	3,665,011	42,044,118	8.7%
目黒	3,497,251	40,318,474	8.7%
大田	5,695,574	67,949,947	8.4%
中野	2,274,968	30,483,675	7.5%
練馬	3,945,067	61,609,767	6.4%
杉並	3,187,432	59,626,500	5.3%
世田谷	5,067,042	109,088,834	4.6%
文京	1,320,441	28,780,298	4.6%

7-1 狭小住戸集合住宅税の税収等の推移

	収入額（千円） （現年課税分）	総戸数 ①	件数 ②	1件あたり戸数 ①／②
16年度	104,500	209戸	7件	30戸
17年度	458,000	916戸	29件	32戸
18年度	337,500	675戸	23件	29戸
19年度	279,500	559戸	20件	28戸
20年度	353,500	707戸	20件	35戸
21年度	223,000	446戸	13件	34戸
22年度	402,500	805戸	21件	38戸
23年度	383,000	766戸	19件	40戸
24年度	365,000	730戸	15件	49戸
25年度	569,000	1138戸	23件	49戸

■図で見る豊島区の税 作成メンバー

所 属	氏 名
税務課 庶務グループ	熊谷 崇之
	栗原 尚也
税務課 課税調整グループ	小宮山 健
	石井 聡美
税務課 整理グループ	竹若 悠
	草間 敬仁



平成26年度

## 図で見る豊島区の税

～税務概要ビジュアル版～

平成27年1月発行

編集・発行

豊島区 区民部 税務課

〒170-8422

東京都豊島区東池袋1丁目18番1号

電話 03(3981)1111(代表)